

令和3年度

都市局関係  
予算概算要求概要

令和2年9月

国土交通省都市局



# 目次

<b>I. 令和3年度 概算要求総括表</b> .....	<b>1</b>
<b>II. 令和3年度 概算要求の基本方針</b> .....	<b>4</b>
<b>III. 令和3年度 概算要求主要事項</b> .....	<b>5</b>
1. 防災・減災を主流化したコンパクトシティの更なる推進 .....	5
2. コンパクトでゆとりとにぎわいあるウォークアブル空間の創出 .....	7
3. スマートシティの社会実装の加速 .....	9
4. 都市の国際競争力の強化 .....	10
5. 都市分野の海外展開の推進 .....	11
6. 首里城復元や自然災害からの復旧・復興 .....	12
<b>IV. 令和3年度 新規・拡充要求等</b> .....	<b>13</b>
<b>1. 防災・減災を主流化したコンパクトシティの更なる推進</b>	
(1) 防災指針による立地適正化計画の強化 .....	13
(2) 災害ハザードエリアからの移転の促進 .....	14
(3) 都市機能の安全性の強化 .....	15
(4) 水災害等による被害軽減に向けた取組の強化 .....	16
(5) 宅地の安全性の確認・向上に向けた取組の加速 .....	17
(6) 防災公園やグリーンインフラによる災害対応力の強化 .....	18
(7) 公園の老朽化・バリアフリー化対策 .....	19
(8) 避難場所の機能強化や防災対策 .....	20
<b>2. コンパクトでゆとりとにぎわいあるウォークアブル空間の創出</b>	
(1) 新しいまちづくりのモデル都市の選定と集中支援 .....	21
(2) 官民連携によるウォークアブル空間の形成 .....	22
(3) 公園緑地の整備等によるオープンスペースの充実 .....	23
(4) ゆとりある駅まち空間の再構築 .....	24
(5) 広場と一体となった再開発の推進 .....	25
(6) 職住近接・一体の生活圏の形成 .....	26
(7) 柔軟な働き方と暮らしやすさに対応したまちづくりの推進 .....	27
(8) 観光地の再興のためのまちづくり・景観形成の推進 .....	28
<b>3. スマートシティの社会実装の加速</b>	
(1) スマートシティモデルプロジェクトの深化 .....	29
(2) まちづくりのデジタルトランスフォーメーションの推進 .....	30
<b>4. 都市の国際競争力の強化</b>	
(1) 経済成長を牽引する都市の基盤整備の推進 .....	31
(2) 優良な民間都市開発事業の推進 .....	32
<b>5. 都市分野の海外展開の推進</b>	
(1) 都市開発の海外展開の推進 .....	33
(2) 日本庭園などの造園緑化技術や文化の海外展開の促進 .....	34
<b>6. 首里城復元や自然災害からの復旧・復興</b>	
(1) 首里城の復元に向けた取組 .....	35
(2) 自然災害からの復旧・復興 .....	36
<b>V. 令和3年度 税制改正要望事項</b> .....	<b>37</b>
<b>VI. 参考資料</b> .....	<b>38</b>

# I. 令和3年度 概算要求総括表

## (1) 令和3年度「都市局関係予算」概算要求事業費・国費総括表

区 分	令和3年度要求額 (A)	
	事業費	国費
<b>国 営 公 園 等</b>	<b>34,351</b>	<b>29,052</b>
うち国営公園等整備	8,895	8,895
うち国営公園等維持管理	14,972	14,972
<b>市 街 地 整 備</b>	<b>282,152</b>	<b>93,732</b>
<b>住 宅 対 策</b>	<b>1,418</b>	<b>709</b>
<b>一 般 公 共 事 業 計</b>	<b>317,921</b>	<b>123,493</b>
<b>災 害 復 旧 等</b>	<b>744</b>	<b>406</b>
	(5,998)	(2,843)
<b>行 政 経 費</b>	<b>4,683</b>	<b>2,236</b>
	(324,664)	(126,742)
<b>合 計</b>	<b>323,348</b>	<b>126,135</b>

(単位：百万円)

前年度 (B)		倍 率 (A/B)		備 考														
事業費	国 費	事業費	国 費															
33,895	29,045	1.01	1.00	1. 本表のほか、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金がある。 ・社総交（全体額） 727,746百万円 ・防安交（全体額） 784,722百万円														
8,895	8,895	1.00	1.00	2. 本表のほか、道路事業全体額の内数として以下のとおり街路事業がある。 (単位：百万円)														
14,972	14,972	1.00	1.00															
				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">令和3年度要求額</th> <th colspan="2">前年度</th> </tr> <tr> <th>事業費</th> <th>国 費</th> <th>事業費</th> <th>国 費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>街路事業</td> <td>4,828,626 の内数</td> <td>2,047,518 の内数*1</td> <td>4,915,893 の内数</td> <td>2,047,153 の内数</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	令和3年度要求額		前年度		事業費	国 費	事業費	国 費	街路事業	4,828,626 の内数	2,047,518 の内数*1	4,915,893 の内数	2,047,153 の内数
区 分	令和3年度要求額		前年度															
	事業費	国 費	事業費	国 費														
街路事業	4,828,626 の内数	2,047,518 の内数*1	4,915,893 の内数	2,047,153 の内数														
269,279	93,732	1.05	1.00	※1. 「地域高規格道路、IC等アクセス道路その他」(国費205,986百万円の内数)等を含む。 ※2. このほか、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金があり、地方の要望に応じて街路整備に充てることができる。														
1,295	709	1.09	1.00	3. 本表のほか、東日本大震災復興特別会計予算がある。 ・国営追悼・祈念施設整備事業 354百万円														
304,469	123,486	1.04	1.00	4. 本表のほか、一般財団法人民間都市開発推進機構のメザン支援事業がある。 ・政府保証債（財政投融資） 35,000百万円 ・政府保証借入 10,000百万円														
744	406	1.00	1.00	5. 3か年緊急対策後の激甚化・頻発化する自然災害への対応等に必要「緊要な経費」については、事項要求を行い、予算編成過程で検討する。														
4,693	2,323	(1.28) 1.00	(1.22) 0.96	6. ( ) 書きは、「緊要な経費」のうち、事項要求以外の要望額を含めた計数である。														
		(1.05)	(1.00)	7. 前年度には、臨時・特別の措置を含まない。														
309,907	126,215	1.04	1.00															

(注) 計数はそれぞれ四捨五入しているため端数において合計とは一致しないものがある。

## (2) 令和3年度「都市局関係予算」概算要求主要事項（国費）

(単位：百万円)

項目	令和3年度 要求・要望額 (A)	前年度 (B)	倍率 (A/B)
<b>国営公園等</b>	<b>29,052</b>	<b>29,045</b>	<b>1.00</b>
国営公園等整備	8,895	8,895	1.00
国営公園等維持管理	14,972	14,972	1.00
都市公園防災事業	2,737	2,737	1.00
<b>市街地整備</b>	<b>93,732</b>	<b>93,732</b>	<b>1.00</b>
都市構造再編集中支援事業	70,000	70,000	1.00
防災・省エネまちづくり緊急促進事業	2,000	1,900	1.05
グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	200	100	2.00
地下街防災推進事業	360	350	1.03
まちなかウォークアブル推進事業	220	150	1.47
都市・地域交通戦略推進事業	950	692	1.37
まちなか公共空間等活用支援事業	61	57	1.07
まちづくりファンド支援事業	415	415	1.00
国際競争拠点都市整備事業	12,820	12,754	1.01
<b>住宅対策</b>	<b>709</b>	<b>709</b>	<b>1.00</b>
密集市街地総合防災事業	674	674	1.00
<b>小計</b>	<b>123,493</b>	<b>123,486</b>	<b>1.00</b>
<b>災害復旧等</b>	<b>406</b>	<b>406</b>	<b>1.00</b>
<b>行政経費</b>	<b>2,843</b>	<b>2,323</b>	<b>1.22</b>
コンパクトシティ形成支援事業	510	500	1.02
防災集団移転促進事業	45	45	1.00
官民連携まちなか再生推進事業	868	500	1.74
テレワークによる地域活性化等効果検証調査	20	0	皆増
景観まちづくり高質化検討調査	10	0	皆増
スマートシティ実証調査	240	200	1.20
まちづくりのデジタルトランスフォーメーション推進調査	100	25	4.00
都市開発海外展開支援事業	70	60	1.17
都市開発の海外展開に向けた調査	168	148	1.14
海外日本庭園保全再生方策検討調査	45	45	1.00
アルメーレ国際園芸博覧会出展調査	10	0	皆増
横浜国際園芸博覧会検討調査	36	0	皆増
復興事前準備主流化検討調査	10	0	皆増
明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金	160	160	1.00
<b>合計</b>	<b>126,742</b>	<b>126,215</b>	<b>1.00</b>

注1. 主要な項目を記載していることから、各計数の和は合計と一致しない。

注2. 3か年緊急対策後の激甚化・頻発化する自然災害への対応等に必要な「緊要な経費」については、事項要求を行い、予算編成過程で検討する。

注3. 「緊要な経費」のうち、事項要求以外の要望額を含めた計数である。

注4. 前年度には、臨時・特別の措置を含まない。

## Ⅱ. 令和3年度 概算要求の基本方針

激甚化・頻発化する自然災害への対応や、人口減少・高齢化のもとで持続可能で魅力あるまちづくりが喫緊の課題である。

こうした認識のもと、令和2年6月に都市再生特別措置法等を改正し、“防災指針”による防災・減災まちづくりや“まちなかウォーカブル区域”における「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりの取組など、新たな制度を創設したところ。

さらに、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、これまでのコンパクト・プラス・ネットワークや都市再生などの都市政策を発展させ、ポストコロナ時代を見据えた新しいまちづくりに取り組む必要がある。

これらを踏まえ、法律・予算・税制・金融支援などの関連諸制度を総動員して、安全でゆとりとにぎわいある都市の実現を強力に推進する。

### 防災・減災まちづくりの推進

#### 防災・減災を主流化したコンパクトシティの更なる推進

- 災害ハザードエリアからの移転促進
- 居住エリアの安全性の強化
- 安全・安心な避難場所の確保

#### 首里城復元や自然災害からの復旧・復興

- 火災により焼失した首里城の復元
- 令和2年7月豪雨等からの復旧・復興

### ポストコロナ時代を見据えた コンパクト・プラス・ネットワーク、都市再生等の推進

#### コンパクトでゆとりとにぎわいあるウォーカブル空間の創出

- 官民連携によるウォーカブル空間の形成
- 公園緑地の整備等によるオープンスペースの充実
- 職住近接・一体の生活圏の形成

#### スマートシティの社会実装の加速

- スマートシティモデルプロジェクトの深化

#### 都市の国際競争力の強化

- 都市分野の海外展開の推進

### Ⅲ. 令和3年度 概算要求主要事項

#### 1. 防災・減災を主流化したコンパクトシティの更なる推進

安全でコンパクトなまちづくりに向けて、立地適正化計画において居住誘導区域等の防災・減災対策を定める“防災指針”等に基づき、災害ハザードエリアからの移転や居住エリアの安全性強化、避難場所の確保等を総合的に推進する。

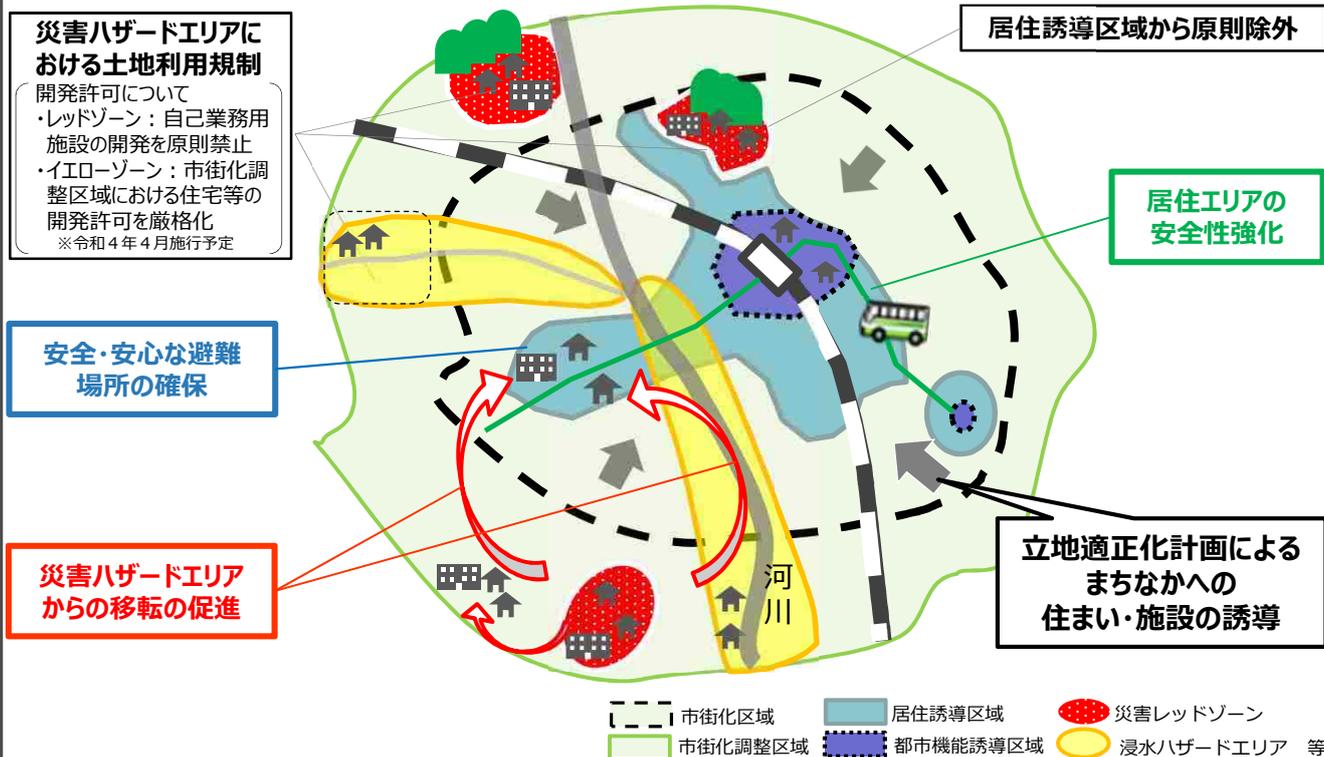
##### 施策の概要

##### “防災指針”を軸とした事前防災対策の推進

○コンパクトなまちづくりに向け、地域公共交通と連携し、居住や都市機能の集積を目指す“立地適正化計画”により、まちなかへ住まいや都市機能を誘導

→まちづくりにおける防災・減災を主流化するため、立地適正化計画に都市の防災・減災対策を位置付ける“防災指針”制度に基づき、居住の安全の確保と災害ハザードエリアから安全なまちなかへの移転・誘導を推進

誘導・規制等を総動員し、**災害が起きてからではなく、起きる前の「事前防災」のまちづくりへ**



#### <“防災指針”と“防災タスクフォース”>

##### 居住誘導区域等の防災・減災対策を定める“防災指針”の策定

防災まちづくりの将来像・目標等  
 (都市の災害リスクの「見える化」等を実施した上で設定)

災害リスクを可能な限り回避・低減する  
 ハード・ソフト両面の防災・減災対策

市町村における防災指針の作成や  
 防災指針に基づく防災・減災施策の推進に対する省庁横断・ワンストップの相談体制

**“防災タスクフォース”**を設置

## <総合的に推進する防災・減災施策>

### 災害ハザードエリアからの移転

医療、福祉、子育て支援施設等の災害ハザードエリアから安全なまちなかへの移転の促進を図る。

- 防災指針に基づく医療・福祉施設等のハザードエリアからの移転について支援要件を緩和



病院

老人デイサービスセンター

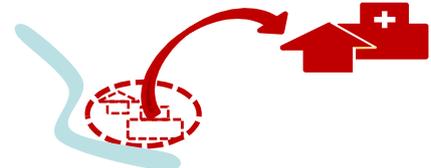
子育て支援施設

都市構造再編集中支援事業

- 防災移転計画や防災集団移転促進事業を積極的に活用



防災集団移転促進事業



### 居住エリアの安全性強化

まちなかの宅地や医療・福祉施設等の防災対策、土地の高上げ、浸水対策により居住エリアの安全性を強化する。

- 医療・福祉施設等の防災対策への支援上限額を引き上げ



止水板の設置

都市構造再編集中支援事業  
防災・省エネまちづくり緊急促進事業

- 浸水した被災地や、危険な宅地の高上げなどを重点的に支援



浸水による宅地被害

宅地耐震化推進事業  
都市再生区画整理事業

- 流域治水等に対応したグリーンインフラへの支援を強化



雨水の一時的な貯留や水質浄化、  
修景機能を持つ「雨庭」

グリーンインフラ活用型都市構築支援事業



### 安全・安心な避難場所の確保

多様な災害に対応した安全・安心な避難地等となる公園・広場の整備・老朽化対策、避難場所の整備・機能強化等を行う。

- 防災指針に基づく風水害時の避難地等となる防災公園の整備について要件緩和



風水害に対応した防災公園の整備

都市公園防災事業 都市公園・緑地等事業

- 安全・安心な避難を実現するため、避難路や避難場所の機能強化等を支援



仕切り壁の設置等による  
適切な避難空間の確保



地下街の天井板の耐震改修

都市防災総合推進事業 地下街防災推進事業



## 2. コンパクトでゆとりとにぎわいあるウォーカブル空間の創出

都市・居住機能が集積するまちなかにおいて、既存ストックの改変による「居心地が良く歩きたくなる」空間（ウォーカブル空間）を形成し、官民によるゆとりとにぎわいの創出に取り組む。また、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、オープンスペースの充実や、職住近接のニーズの高まりにも対応したまちづくりを推進する。

### 施策の概要



### まちなかウォーカブル区域（滞在快適性等向上区域）

※歩ける範囲のエリア（概ね1km程度以内の区域を想定）であって賑わい溢れるまちなかづくりに必要な施策を重点的・集中的に講じる区域

#### Walkable

歩きたくなる

居心地が良い、人中心の空間を創ると、まちに出かけたいくなる、歩きたくなる。

#### Eye level

まちに開かれた1階

歩行者目線の1階部分等に店舗やラボがあり、ガラス張りで中が見えると、人は歩いて楽しくなる。

#### Diversity

多様な人の多様な用途、使い方

多様な人々の多様な交流は、空間の多様な用途、使い方の共存から生まれる。

#### Open

開かれた空間が心地よい

歩道や公園に、芝生やカフェ、椅子があると、そこに居たくなる、留まりたくなる。

### 都市再生整備計画区域

※まちなかウォーカブル区域を下支えする周辺環境の整備を図る区域

### コンパクトでゆとりとにぎわいあるウォーカブルなまちのイメージ



## ①官民連携によるウォーカブル空間の形成

官民連携による既存ストックを最大限活用した修復・利活用等により、「居心地が良く歩きたくなる」空間の形成を推進する。



## ②公園緑地の整備等によるオープンスペースの充実

新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、量的な不足等の課題が改めて顕在化した公園、広場、緑地等のオープンスペースの充実を図るとともに、柔軟かつ多様な活用を推進する。



## ③職住近接・一体の生活圏の形成

大都市の職住近接拠点や地方都市の中心市街地の生活圏等において、柔軟な働き方と暮らしやすさを備えた職住近接・一体となった生活圏の形成を推進する。



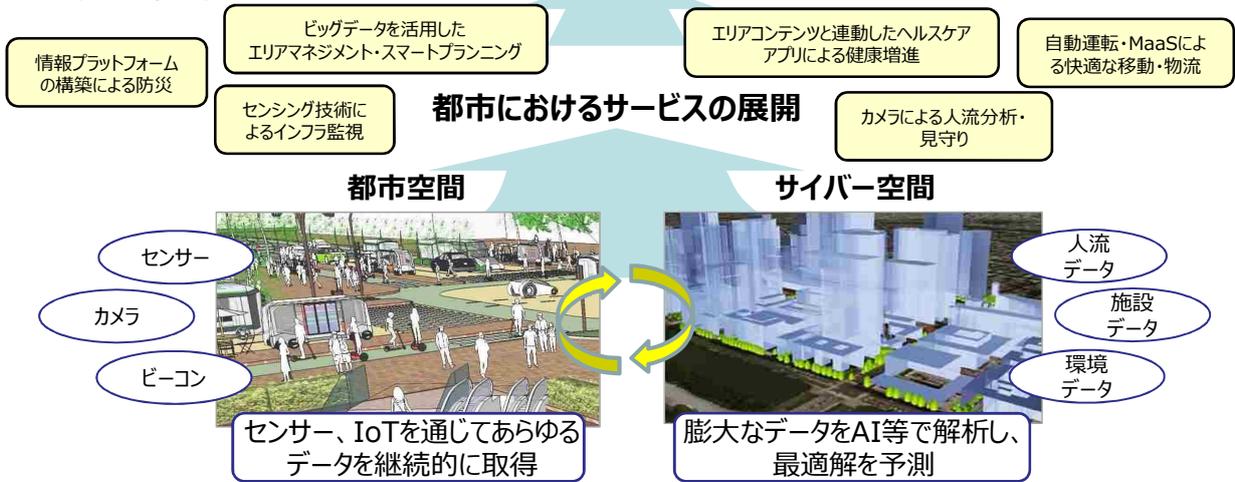
### 3. スマートシティの社会実装の加速

先端的技術や官民データの活用により都市が抱える諸課題の解決や新たな価値の創出を図ることで都市生活の質や都市活動の利便性向上を目指す「スマートシティ」の社会実装の加速に向けて、モデルプロジェクトを支援するとともに、スーパーシティの取組も支援する。また、基盤となる3D都市モデルの構築等まちづくりのデジタルトランスフォーメーションを推進する。

#### 施策の概要

#### 都市生活の質や都市活動の利便性向上

<スマートシティのイメージ>



#### 国土交通省都市局の主な取組

- ① 牽引役となるモデル事例の構築と全国への普及促進
- ② スマートシティの基盤となる3D都市モデルの構築支援
- ③ センシング技術の都市インフラへの実装支援

【スマートシティ実証調査 まちづくりのデジタルトランスフォーメーション推進調査 等】

#### 政府一丸となったスマートシティの推進体制

##### ○関係府省連携による施策推進体制

**内閣府**  
全体総括  
スマートシティの設計図(アーキテクチャ)の構築

##### モデル事例の構築と全国への横展開

**国交省**  
都市インフラに関連し、複数分野に跨るモデルプロジェクト

**総務省**  
データ利活用基盤を整備し複数分野に跨るモデルプロジェクト

**国交省・経産省**  
新たなモビリティサービスのモデルプロジェクト

#### 産官学連携によるスマートシティの推進体制

官民の知恵やノウハウを結集してスマートシティの取組を加速すべく、企業、地方公共団体、大学、関係府省等を構成員とした官民連携プラットフォームを令和元年8月に設立。

##### 会員（事業実施団体）536団体

企業等 357団体  
大学・研究機関 46団体  
地方公共団体 133団体

##### 会員（関係府省）11団体

事務局 内閣府 総務省 経済産業省 国土交通省

会員（経済団体等）2団体

(令和2年8月末時点)

- ① 事業支援
- ② 分科会
- ③ マッチング支援
- ④ 普及促進活動

## 4. 都市の国際競争力の強化

国際的な都市間競争が激しさを増す中、今後も我が国経済の牽引役として期待される国際競争拠点都市において、新型コロナウイルス感染症拡大を契機としてニーズが高まるゆとりある空間の確保等によって海外からの人材・企業・投資を惹きつける磁力と国際競争力を高めるため、拠点における重要インフラ整備への支援や、大臣認定制度による民間投資の促進等を行う。

### 施策の概要

グローバルな都市間競争が激化し、アジアの諸都市が追い上げる中、拠点都市は、海外からの人材・企業・投資を惹きつけ日本経済全体の経済発展に寄与し、地方では、地域の核となるビジネス・生活拠点を形成し、地域全体に波及効果をもたらすことが求められている。



### ① 都市拠点におけるインフラ整備等の推進

#### ◆ 国際競争拠点都市整備事業

都市機能が集積する中枢拠点において、道路や鉄道施設等の重要インフラの整備や市街地開発事業等を重点的かつ集中的に支援し、民間投資を促進。

#### 支援内容

- ① 道路の新設又は改築
  - ② 鉄道施設の建設又は改良
  - ③ バスターミナルの整備
  - ④ 鉄道駅周辺施設の整備
  - ⑤ 市街地再開発事業
  - ⑥ 土地区画整理事業
  - ⑦ BRTの整備
  - ⑧ ①～⑦と一体的に整備する情報化基盤施設の整備
- 対象地域：特定都市再生緊急整備地域

### ② 民間事業者による都市再生事業の推進

#### ◆ 国土交通大臣認定制度

都市再生緊急整備地域内における優良な民間都市開発事業(大臣認定事業)に対し、金融・税制支援を行うことにより、民間の都市開発事業を推進。

#### 支援内容

- 金融支援  
民間都市開発推進機構によるメザニン支援
- 税制支援  
・法人税等の割増償却、登録免許税等の軽減措置

#### <事例> 品川駅・田町駅周辺地域

##### 民間投資の促進

大臣認定制度の活用



この他、渋谷駅周辺、虎ノ門周辺、大阪駅周辺等においてインフラ整備や民間投資を促進。

## 5. 都市分野の海外展開の推進

都市開発分野における我が国企業の海外展開を促進するため、川上から川下まで官民一体となった取組を強化し、プロジェクト受注の拡大を図るとともに、我が国の都市の魅力・文化や先進的技術等を発信し、対日理解の促進やインバウンド拡大を図る。

### 施策の概要

#### ① 都市開発の海外展開

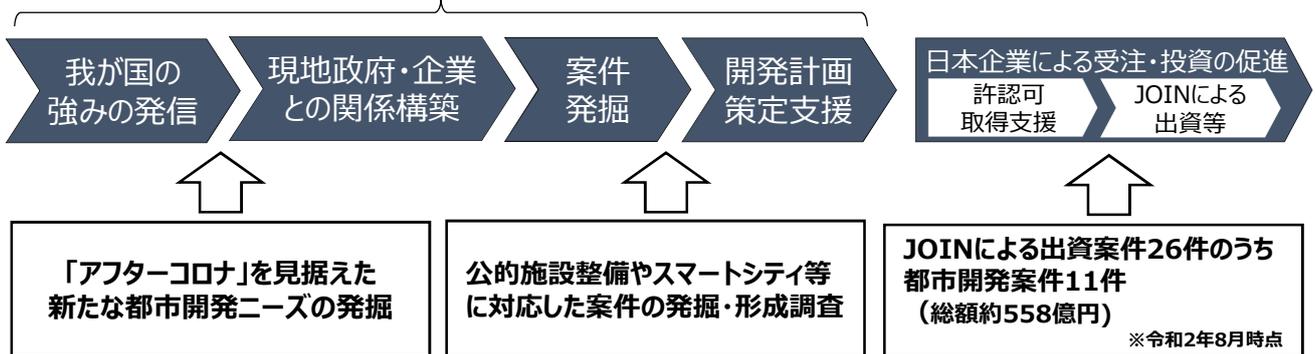
大規模開発に関するノウハウを有する独立行政法人都市再生機構（UR）等との連携を強化するとともに、アフターコロナを見据えたニーズ発掘やスマートシティ、公共交通指向型都市開発（TOD）等の日本の強みを活かした案件に対応し、都市開発の海外展開を推進

【都市開発海外展開支援事業 調査費】



URが支援するスマートシティ開発  
(タイ バンスー駅周辺都市開発 イメージ図)  
※JICA調査報告書より

#### 大規模開発のノウハウを有するUR等との連携強化



#### ② 我が国の発信力の強化

##### 海外日本庭園再生プロジェクト

荒廃した海外日本庭園の修復支援により、インバウンド拡大や対日理解を促進し、造園緑化技術や文化の対外発信を実施 【調査費】

カリフォルニア州リバーサイド市「結心庭」  
日本庭園の例



修復前



修復作業実施後

##### アルメーレ国際園芸博覧会

農林水産省と連携して出展を行い、日本の造園緑化技術・文化の対外発信、海外展開の方策を検討 【調査費】

【名称】Floriade Expo 2022  
【テーマ】Growing Green Cities  
【開催期間】2022年4月14日～2022年10月9日

##### 横浜国際園芸博覧会

2027年に横浜での開催を予定している国際園芸博覧会について、博覧会国際事務局（BIE）認定に向けた協議に必要な検討等を実施 【調査費】

## 6. 首里城復元や自然災害からの復旧・復興

令和元年10月の火災により焼失した首里城について、令和8年の正殿の復元に向けて、令和4年の本体工事着工のために必要な取組を進める。

また、近年の大規模災害からの復旧・復興のため、被災直後の災害復旧から、復興まちづくり計画の策定、必要なインフラ整備等を強力に推進する。

### 施策の概要

#### ① 首里城の復元に向けた取組

首里城復元のための関係閣僚会議で決定された「首里城正殿等の復元に向けた工程表」に基づき、首里城正殿について、令和4年の本体工事着工、令和8年の復元に向けた取組を進める。

その際、復元過程の公開や観光振興など地元のニーズに対応した施策を推進する。

【国営公園等事業】

- 木造で復元を行った正殿を含む計9施設が焼損（一部焼損含む）



現在の首里城の様子（R2.8撮影）

- 復元過程の公開の取組

令和2年6月12日から、首里城正殿地下遺構等の一般公開を開始



正殿地下遺構等の一般公開

#### ② 自然災害からの復旧・復興の取組

大規模災害の被災地の早期復旧・復興を着実に推進するため、被災した直後に発生する堆積土砂等の撤去や被災宅地の復旧から、再建に向けた復興まちづくり計画の策定や事業実施まで、幅広く強力に支援する。

##### 令和2年7月豪雨等への対応

- まちなかに堆積した大量の土砂等の撤去  
環境省等との連携により、家屋内を含む宅地内やまちなかに堆積した廃棄物や土砂等の迅速な撤去を実施

【都市災害復旧事業】



宅地の土砂撤去（熊本県八代市坂本町）

##### 東日本大震災の復興まちづくりへの支援

- まちづくりの基盤となる宅地造成は令和2年度完了予定であり、事業完了に向け着実な推進を実施
- 被災地に整備される復興祈念公園内の国営追悼・祈念施設（岩手県、宮城県、福島県）の整備・維持管理を実施 【国営追悼・祈念施設整備事業 等】



国営追悼・祈念施設（岩手県陸前高田市）

# IV. 令和3年度 新規・拡充要求等

## 1. 防災・減災を主流化したコンパクトシティの更なる推進

### (1) 防災指針による立地適正化計画の強化

コンパクトシティ形成支援事業 補助 **5.1億円(1.02倍)**

気候変動の影響により激甚化・頻発化する自然災害への対応として、災害リスクを踏まえた防災まちづくりの目標を設定し、災害に強いまちづくりと併せて都市のコンパクト化を進める必要がある。

このため、立地適正化計画において災害リスクを踏まえて居住や都市機能を誘導する地域の設定を行い、区域内に浸水想定区域等の災害ハザードエリアが残存する場合には、防災・減災対策を「防災指針」として位置付けることを推進する。

#### コンパクトシティ形成支援事業

##### ○コンパクトシティの推進

住民の生活利便性の維持・向上や地域経済の活性化を推進するため、地域公共交通と連携し、居住や都市機能の集積を目指す「立地適正化計画」の作成を支援。

#### 立地適正化計画区域（＝都市計画区域）

##### ○居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

##### ○都市機能誘導区域

生活サービスを増進するエリアと当該エリアに誘導する施設（医療・福祉・商業等）を設定

##### ○コンパクトシティの取組における防災の主流化

居住の安全の確保などの防災・減災対策を推進するため、立地適正化計画における「防災指針」の作成を支援。

#### 防災指針

浸水被害などの都市の災害リスクの分析を行い、必要な防災・減災対策を位置づける。

##### ○防災指針に基づくハード・ソフトの取組

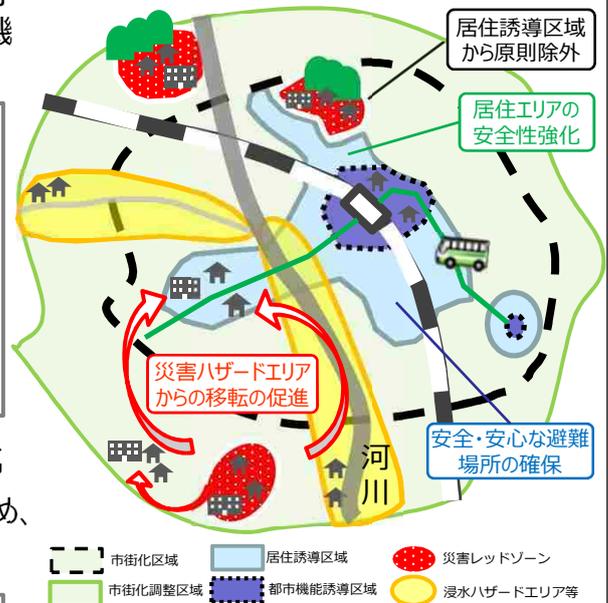
- ・開発規制や立地誘導等の土地利用方策
- ・移転の促進
- ・土地や家屋の嵩上げ
- ・交通ネットワーク等の機能強化
- ・避難路、避難場所の整備
- ・防災まちづくり活動への支援 等



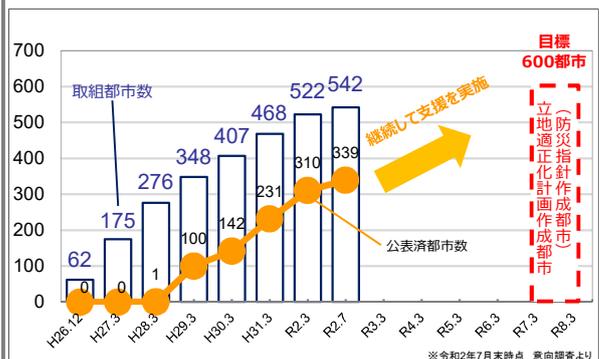
避難場所に向かう避難路



避難地となる公園



<立地適正化計画の作成状況>



# 1. 防災・減災を主流化したコンパクトシティの更なる推進

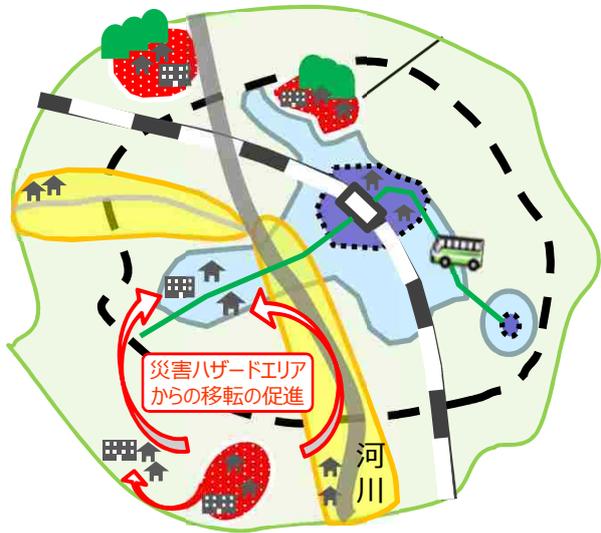
## (2) 災害ハザードエリアからの移転の促進

都市構造再編集中支援事業 補助 700.0億円(1.00倍)

激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアに立地する医療・福祉施設等の都市機能誘導施設の安全なまちなかへの移転を積極的に推進する。

### 都市構造再編集中支援事業

- 立地適正化計画に記載する防災指針に位置付けられた事業で災害ハザードエリアから移転する場合、都市機能誘導施設整備の支援要件を緩和する。



- 市街化区域
- 市街化調整区域
- 居住誘導区域
- 都市機能誘導区域
- ＜災害ハザードエリア＞
- 災害レッドゾーン
- 浸水ハザードエリア 等



病院



老人デイサービスセンター

### 災害ハザードエリアから誘導施設を移転

- 都市構造再編集中支援事業の支援対象の誘導施設
  - ・医療施設（病院、診療所等）
  - ・社会福祉施設（老人デイサービスセンター等）
  - ・教育文化施設（認定こども園、小学校等）
  - ・子育て支援施設（乳幼児一時預かり施設等）



子育て支援施設

# 1. 防災・減災を主流化したコンパクトシティの更なる推進

## (3) 都市機能の安全性の強化

都市構造再編集中支援事業 補助 **700.0億円(1.00倍)**  
 防災・省エネまちづくり緊急促進事業 補助 **20.0億円(1.05倍)**

激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、都市機能の安全性の強化等の防災まちづくりの推進の観点から、市町村等による都市機能の防災力強化の取組等を積極的に推進する。

### 都市構造再編集中支援事業

- ① 医療・福祉施設等の整備にあたって、ピロティ化、止水板の設置及び電源設備の高層階設置等の防災対策を行う場合、補助対象事業費の上限額を引き上げ。

#### 【誘導施設における防災対策のイメージ】

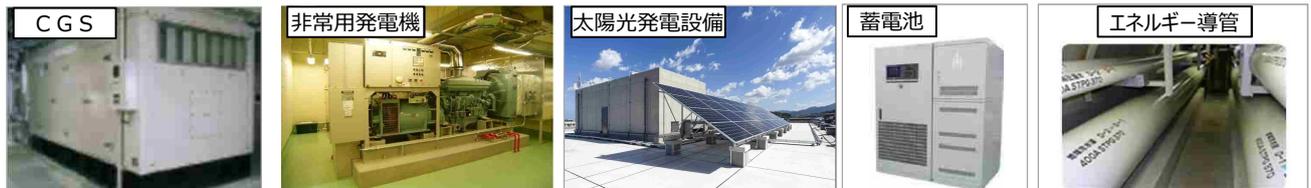


- 都市構造再編集中支援事業の支援対象の誘導施設
  - ・医療施設（病院、診療所等）
  - ・社会福祉施設（老人デイサービスセンター等）
  - ・教育文化施設（認定こども園、小学校等）
  - ・子育て支援施設（乳幼児一時預かり施設等）

- ② 立地適正化計画に基づく道路整備や都市開発事業等と一体的に実施され、災害時に防災拠点や一時滞在施設等にエネルギーを供給する分散型エネルギーシステム※の整備へ支援。

※分散型エネルギーとは従来の大規模・集中型エネルギーに対して、比較的小規模で、かつ様々な地域に分散しているエネルギーの総称。システムとはCGS（コージェネレーションシステム）、非常用発電機、太陽光発電設備、蓄電池、エネルギー導管（自営線、熱導管）等を指す。

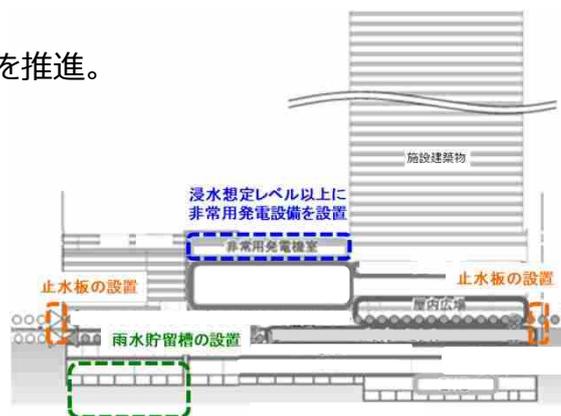
#### 【分散型エネルギーシステムのイメージ】



### 防災・省エネまちづくり緊急促進事業

- 防災性能向上等の緊急的な政策課題に対応した、質の高い施設建築物を整備する市街地再開発事業等を推進。

#### 【市街再開発事業等における防災性向上のイメージ】



1. 防災・減災を主流化したコンパクトシティの更なる推進

(4) 水災害等による被害軽減に向けた取組の強化

宅地耐震化推進事業 } 防災交 7,847億円の内の数  
都市再生区画整理事業 }

激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、被災地での再建を図りつつ進める防災対策や、既成市街地の浸水被害防止・低減等のために実施する防災対策を推進する。

宅地耐震化推進事業

- 激甚化・頻発化する浸水被害や土砂災害に対応するため、防災指針に基づき実施される宅地の高上げなどを支援対象に拡充。

浸水により被災した宅地等の高上げ



土砂災害による宅地被害

防災指針に基づく宅地等の高上げ



造成宅地の斜面の安全性の確認等



宅地擁壁等の危険度調査等



浸水による宅地被害

現行支援対象外

切土斜面の危険度調査等



現行支援対象外

市街化区域 居住誘導区域 災害レッドゾーン  
市街化調整区域 都市機能誘導区域 浸水ハザードエリア 等

都市再生区画整理事業

- 激甚化・頻発化する豪雨災害に対応し、浸水想定区域内の既成市街地における防災性の向上を図るため、浸水対策として実施する土地区画整理事業等への支援を拡充する。

【防災指針に基づく総合的な浸水対策のイメージ】

拡充の概要

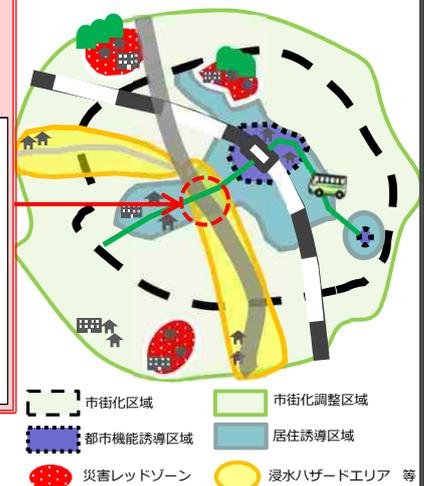
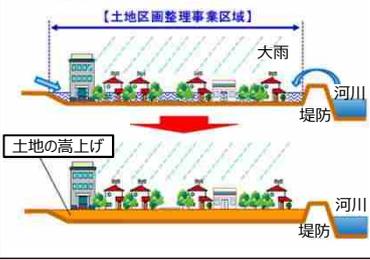
防災指針に基づく総合的な浸水対策として実施する事業や高規格堤防の整備と連携した事業について、

- ① 都市再生区画整理事業の重点地区の対象に追加し、重点的に支援
- ② 事業化促進のため事業実施前に公共施設用地の取得等への支援を拡充

土地区画整理事業

- 土地の高上げ
- 雨水貯留施設の整備 等

【区画整理による土地の高上げ】



市街化区域 市街化調整区域  
都市機能誘導区域 居住誘導区域  
災害レッドゾーン 浸水ハザードエリア 等

1. 防災・減災を主流化したコンパクトシティの更なる推進

(5) 宅地の安全性の確認・向上に向けた取組の加速

宅地耐震化推進事業 防交交 **7,847**億円の内数

大規模地震による盛土造成地の滑動崩落や液状化等の宅地被害を防ぐため、令和2年度末までに全国で作成・公表する、大規模盛土造成地マップや液状化マップを活用し、地盤調査等の宅地の安全性把握のための取組をさらに加速化し、事前対策を推進する。

宅地耐震化推進事業

平成30年北海道胆振東部地震により発生した滑動崩落や液状化被害など宅地被害が発生

事前対策の必要性が顕在化

北広島市大曲地区(滑動崩落被害)



札幌市里塚地区(液状化被害)



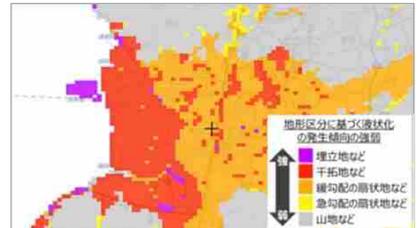
令和2年度末までに全国でマップの作成・公表が完了

盛土の位置や液状化の発生傾向が強い地区が判明

大規模盛土造成地マップ



液状化マップ



作成したマップに基づき、各地区において、地盤調査や安定計算を実施し、安全性を把握

拡充  
(延長)

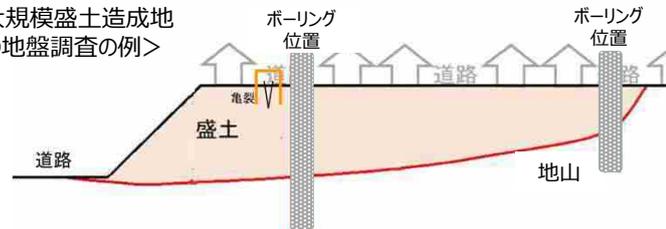
交付対象:地方公共団体

国費率: 1/3⇒1/2【H30補正で措置】

1/2 (延長)

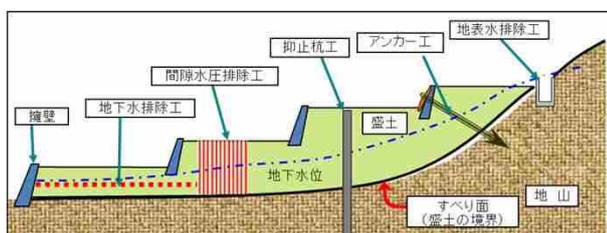
地盤調査等により、事前対策が必要であると判定された場合

<大規模盛土造成地の地盤調査の例>

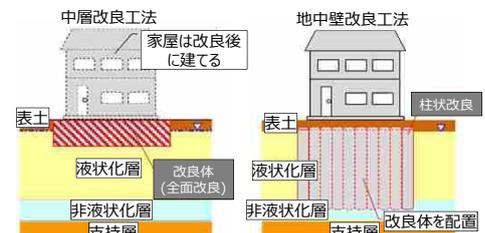


事前対策  
工事を実施

【滑動崩落対策の例】



【液状化対策の例】



1. 防災・減災を主流化したコンパクトシティの更なる推進

(6) 防災公園やグリーンインフラによる災害対応力の強化

国営公園等事業 直轄 **238.7億円(1.00倍)**  
 都市公園防災事業 補助 **27.4億円(1.00倍)**  
 グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 補助 **2.0億円(2.00倍)**  
 都市公園・緑地等事業 社総交 **7,277億円の内数**  
 防安交 **7,847億円の内数**

地震、風水害、津波等の多様な災害に対応した防災公園や流域治水等と連携したグリーンインフラの整備により、公園緑地の防災・減災効果の更なる強化を図る。

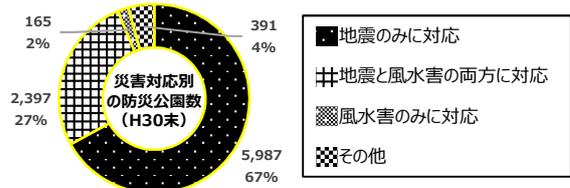
多様な災害に対応した防災公園の整備

- 激甚化・頻発化し全国どこでも発生の恐れがある災害に対し、安全・安心な生活を守るため、「防災指針」に基づき、地震災害だけでなく風水害など多様な災害に対応した防災公園を整備。

拡充内容 (都市公園・緑地等事業、都市公園防災事業)

- 指定市等一定規模の都市や、地震の対策が必要な都市に加え、**立地適正化計画を策定し、防災指針に基づく防災・減災対策に取り組む都市を対象都市に追加**
- **防災指針に位置付けられた、風水害に対応した防災公園の整備について、面積要件等を緩和し支援** (一次避難地となる都市公園の場合、通常2ha以上)

■ 地震に比べ、風水害に対応した防災公園の割合は少ない



■ 風水害に対応した防災公園の整備イメージ

穂保高台避難公園 (長野市)  
千曲川氾濫時 (R1.10) には公園内の高台広場が避難地として機能



グリーンインフラによる防災・減災対策

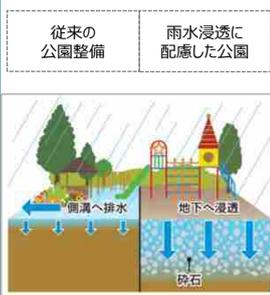
- 自然環境の持つグリーンインフラとしての機能を活用した防災・減災対策を一層推進するため、「防災指針」や流域治水等の計画と連携した取組を強化。

拡充内容 (都市公園・緑地等事業、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業)

支援要件	防災・減災推進型 (下線部が新たな内容)
行政計画での位置づけ	防災・減災関連の計画と連携した取組であること (通常型と異なり、計画内容を限定)
自然が持つ多面的機能発揮に関する指標数	2つ以上設定。ただし、指標内容のうち1つは防災・減災関連の指標であること (通常型は3つ以上設定)
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園緑地の整備</li> <li>公共公益施設の緑化</li> <li>民間建築物の緑化</li> <li>市民農園の整備</li> <li>緑化施設の整備</li> <li>既存緑地の保全利用施設の整備 (補助対象追加)</li> <li>整備効果の検証</li> <li>グリーンインフラに関する計画策定</li> </ul>

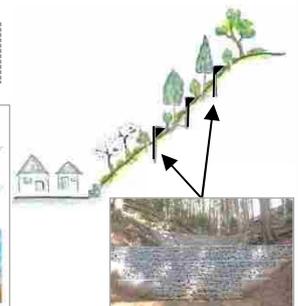
■ 流域治水に対応したグリーンインフラの整備イメージ

○ 都市公園



雨水浸透に配慮した公園整備のイメージ

○ 既存緑地の保全利用施設



斜面崩壊防止のために必要な施設整備のイメージ

1. 防災・減災を主流化したコンパクトシティの更なる推進

(7) 公園の老朽化・バリアフリー化対策

国営公園等事業 直轄 **238.7億円(1.00倍)**  
 都市公園・緑地等事業 社総交 **7,277億円の内数**  
 防交交 **7,847億円の内数**

公園施設の長寿命化対策として、老朽化の著しい公園施設の改修等を緊急的に実施し、予防保全型管理への移行を推進する。また、バリアフリー法に基づく基本方針の改正を踏まえ、集中的かつ重点的に公園施設のバリアフリー化対策を推進する。

都市公園の老朽化対策

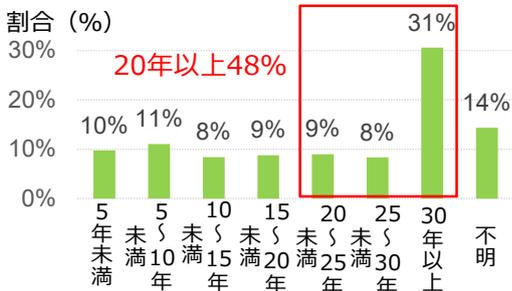
- 都市公園の老朽化が進む中、公園利用者の安全・安心の確保や効率的な維持管理を進めるため、公園施設長寿命化計画に基づき適切に維持管理されている公園施設の改築を重点的に支援し、ライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を図る予防保全型管理への移行を推進する。

【都市公園等の設置経過年数（2018年度末）】



老朽化したパーゴラの梁等の交換

【公園施設（遊具）の老朽化（2016年度末）】



遊具については設置から20年以上経過したものが約5割と、多くが標準使用期間※を超過  
 ※鉄製：概ね15年、木製：概ね10年



照明灯の改築イメージ  
 (防災機能向上)

都市公園のバリアフリー化対策

- 令和2年度末を期限としたバリアフリー法に基づく基本方針における整備目標の見直しを踏まえ、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業のバリアフリー化事業の期間延長を行う。

これにより、都市公園のバリアフリー化を集中的かつ重点的に進め、施設の利便性や安全性の向上を図るとともに、災害時の避難等を円滑にし、地域の防災力向上を図る。



避難しやすいように階段をスロープに改修



誰もが利用しやすいトイレの整備

# 1. 防災・減災を主流化したコンパクトシティの更なる推進

## (8) 避難場所の機能強化や防災対策

都市防災総合推進事業 防交交 **7,847**億円の内数  
地下街防災推進事業 補助 **3.6**億円(1.03倍)

激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として求められる感染症対応を含め、避難場所等や帰宅困難者受け入れ施設となる地下街の機能強化や、防災対策の強化を推進する。

### 都市防災総合推進事業

#### 避難場所に対する感染症対策に資する 機能強化等を支援対象化

- 避難場所や避難路における取組
- ・仕切り壁の整備や大規模換気設備の導入などの避難場所の機能強化
- ・避難路における避難者の密集状態を解消するための機能強化等



仕切り壁の設置



大規模換気設備



避難者対応スペースの確保

#### 避難場所等の整備・機能強化 (現行制度)

災害時の避難に不可欠な避難センター等の避難場所や避難路の整備、既存施設の機能強化を積極的に推進



既存施設（市営住宅）へ避難階段設置

非常用発電設備・防災備蓄倉庫の整備

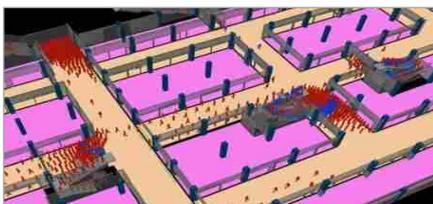


### 安全・安心な避難に必要な避難場所・避難路の整備の推進

### 地下街防災推進事業

#### 感染症対策としての換気設備等を支援対象化

- ・3密状態を避けるための避難計画の見直し
- ・避難時の3密状態における感染リスクを下げるための換気設備及び開口部の改修



避難シミュレーション



地下街の換気設備口

#### 事前防災対策の推進

- ・激甚化・頻発化する水害及び切迫する地震災害に対して事前防災・減災の取組を推進



天井板の耐震改修



避難誘導施設の整備

## 2. コンパクトでゆとりとにぎわいあるウォーカブル空間の創出

### (1) 新しいまちづくりのモデル都市の選定と集中支援

新型コロナウイルス感染症拡大を受け、骨太の方針2020において「新たな日常」の実現が掲げられ、多核連携型の国づくり、二地域居住、地方都市の活性化等が位置付けられたところ。

地方都市において、都市のコンパクト化を図りつつ、官民が連携してゆとりとにぎわいある都市空間の創出や地域の稼ぐ力の向上に取り組むまちづくりに対して集中的、重点的に支援を実施する。

#### 新しいまちづくりのモデル都市へのパッケージ支援

##### ①モデル都市選定の狙い

- 地方において、**コンパクトシティの取組**と、**ウォーカブルシティの創出**により都市の魅力の向上を図る取組を一体として実施することで、**「新たな日常」にも対応しつつ、都市構造の再構築と地域の稼ぐ力の向上**を実現するモデルとなる都市を選定する。

##### ②選定要件

- **立地適正化計画**と**まちなかウォーカブル区域**を定めた都市再生整備計画を策定していること
- 官民連携のもと、**「新たな日常」下における地域の「稼ぐ力」の向上に向けたさらなる取組**（街路空間の活用、Park-PFI、空き地・空き家等の遊休ストックの活用、テレワーク拠点の整備、情報通信基盤設備の設置・データ活用等）を行っていること 等

##### ③支援メニュー

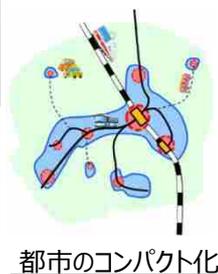
【ハード】 都市のコンパクト化、歩行空間整備、オープンスペース整備、地域交流拠点整備等  
→都市構造再編集中支援事業、まちなかウォーカブル推進事業、  
都市公園・緑地等事業、グリーンインフラ活用型都市構築支援事業 等

【ソフト】 公共空間を活用したイベント、プロモーション、デジタル技術を活用したサービス提供等  
→官民連携まちなか再生推進事業、都市再生コーディネート等推進事業 等

ウォーカブルな  
まちなかの創出



ゆとりとにぎわいある  
都市空間の創出



都市のコンパクト化



公共空間の  
利活用



テレワーク拠点の  
整備

新たなまちづくりの取組に対して集中的・重点的に支援

## 2. コンパクトでゆとりとにぎわいあるウォーカブル空間の創出

### (2) 官民連携によるウォーカブル空間の形成

まちなかウォーカブル推進事業	補助	2.2億円(1.47倍)
	社総交	7,277億円の内数
都市・地域交通戦略推進事業	補助	9.5億円(1.37倍)
	社総交	7,277億円の内数
官民連携まちなか再生推進事業	補助	8.7億円(1.74倍)
まちなか公共空間等活用支援事業	補助	0.6億円(1.07倍)

新型コロナウイルス感染症拡大を契機として顕在化した、「まちの過密」を避ける観点から、官民連携による良質なオープンスペースやゆとりとにぎわいある「居心地が良く歩きたくなる」空間の形成を推進する。

#### 事業内容

○ 官民連携による取組を推進し、ゆとりとにぎわいある「居心地が良く歩きたくなる」空間を形成。

#### まちなかウォーカブル推進事業

- ・水辺周辺のプロムナードや水上デッキの整備を推進

#### 官民連携まちなか再生推進事業

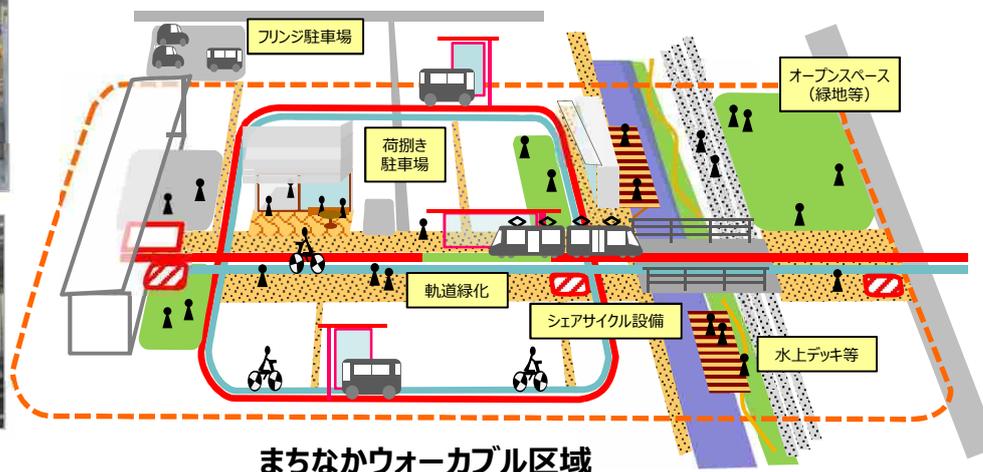
- ・エリアプラットフォーム構築、未来ビジョン等策定支援期間の延長

#### 都市・地域交通戦略推進事業

- ・シェアサイクル設備や軌道緑化の整備を支援対象に追加
- ・まちなかウォーカブル区域へのアクセス等に寄与する都市交通施設の整備を重点的に支援

#### まちなか公共空間等活用支援事業

- ・ベンチの設置等(カフェ等も併せて整備)を行う都市再生推進法人への低利貸付による支援を推進



## 2. コンパクトでゆとりとにぎわいあるウォーカブル空間の創出

### (3) 公園緑地の整備等によるオープンスペースの充実

国営公園等事業 直轄 **238.7億円(1.00倍)**  
 都市公園・緑地等事業 社総交 **7,277億円の内数**  
 防交交 **7,847億円の内数**

都市生活にゆとりや潤いをもたらす公園等のオープンスペースは、良好な住環境・ビジネス環境の形成に不可欠であり、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、貴重な屋外空間として価値が再認識される中、量的な不足等の課題が改めて顕在化した。

このため、公園、広場、緑地等のオープンスペースの充実を図るとともに、柔軟かつ多様な活用を推進する。

#### オープンスペースネットワーク創出支援事業（創設）

○ まちなかの交流・滞在空間や健康づくり、憩いの場となる公園等のオープンスペースをネットワーク化し、ゆとりのある屋外空間として一体的に利活用するため、まちなかウォーカブル区域等において、感染症対策のモデルとなる都市公園などとそれらをつなぐ広場等の整備・充実をパッケージで支援する。

#### ■ オープンスペースのネットワーク化に資する以下①～③をパッケージで支援

##### ① 身近な都市公園の整備

##### ② ネットワークを形成する広場空間の施設整備

##### ③ オープンスペースのネットワークを効果的に活用するために必要な情報化基盤施設の整備や調査等の実施

#### <整備イメージ>



※統合河川環境整備事業やまちなかウォーカブル推進事業等と連携

#### 市民緑地等整備事業

○ 認定市民緑地※における園路等の整備の支援対象に都市再生推進法人を追加。

※民間主体が市区町村長による計画の認定を受けて空き地等を緑地として設置管理するもの

#### 自然環境や歴史文化を活かした国営公園等の整備・活用

○ 国営公園等において、地域活性化等の一層の推進や増大したオープンスペースの需要への対応を図るため、魅力的な自然環境や我が国固有の優れた歴史文化資産等を活かした整備・活用を推進。

国営武蔵丘陵森林公園（埼玉県）



サイクリング等屋外活動の場として利活用

明治記念大磯邸園（神奈川県）



平成30年秋の記念公開の様子

## 2. コンパクトでゆとりとにぎわいあるウォークブル空間の創出

### (4) ゆとりある駅まち空間の再構築

都市・地域交通戦略推進事業 補助 **9.5億円(1.37倍)**  
社総交 **7,277億円の内数**

新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、まちの中心となる駅・駅前広場と周辺街区（駅まち空間）において、一体的な空間活用や機能配置を図ることにより、「まちの過密」を解消し、利便性・快適性・安全性の高いゆとりある空間へ再構築する必要がある。

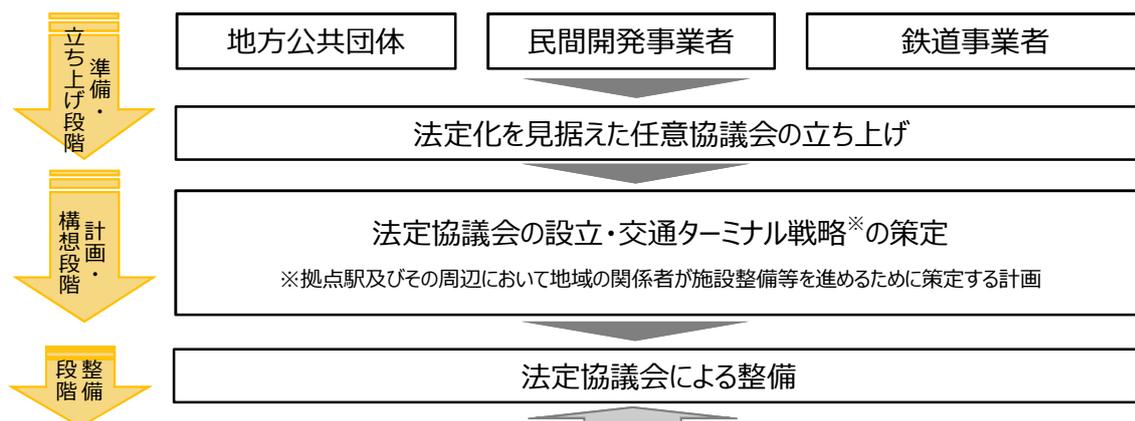
このため、地方公共団体、民間開発事業者、鉄道事業者の連携による、ゆとりある駅まち空間の形成を推進する。

#### 都市・地域交通戦略推進事業

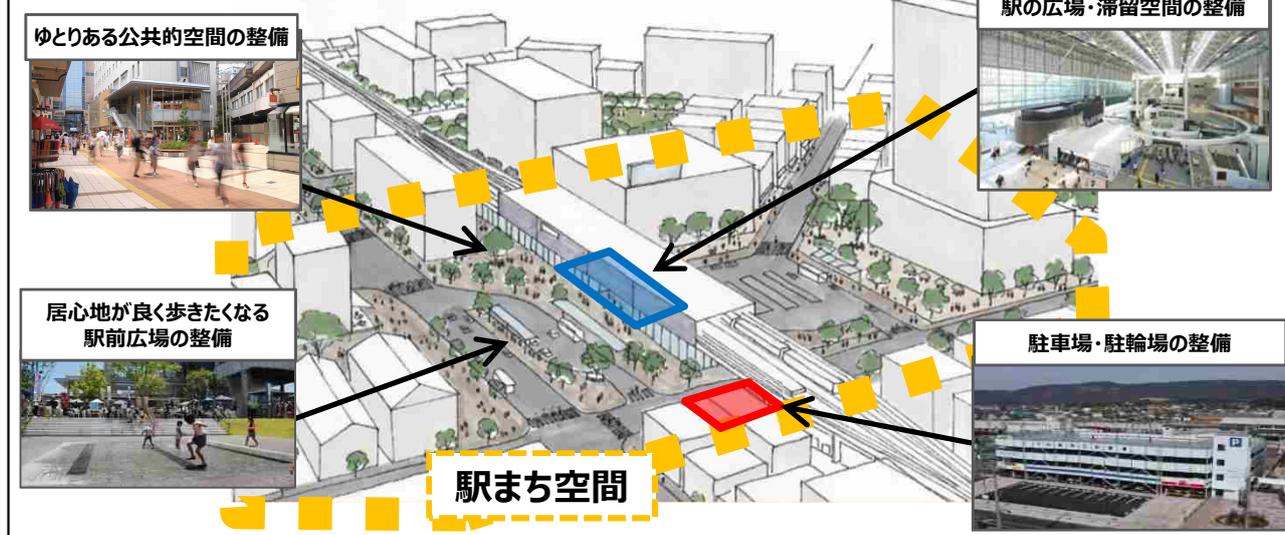
##### ○ 駅まち空間整備の推進

法定協議会の設立準備段階におけるコーディネートや駅まち空間の一体的整備に必要な施設を支援対象に追加するとともに、まちなかウォークブル区域等における施設整備を重点的に支援。

##### <駅まち空間整備のフロー>



##### ■ 交通ターミナル戦略に基づく駅まち空間の整備をパッケージで支援



##### ○ 踏切対策の推進

踏切対策による安全性向上を図るため、踏切道改良促進法に基づく協議会が策定した計画に位置づけられた事業を支援。

## 2. コンパクトでゆとりとにぎわいあるウォークブル空間の創出

### (5) 広場と一体となった再開発の推進

市街地再開発事業等 社総交 **7,277**億円の内数  
防交 **7,847**億円の内数

市街地再開発事業等において、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成やエリアマネジメント等を通じたまちの持続的な魅力の向上、都市の防災性の向上等に資する広場等の整備や、地域の実情にあったコンパクトな事業を推進する。

#### 市街地再開発事業等

- 「まちの過密」を解消し歩行者・滞在者に憩いをもたらす広場等の空間が十分でないことや、まちなかの持続的な魅力向上の観点から、エリアマネジメント等に幅広く柔軟に活用できる空間資源としての広場等のニーズが高まっている。
- 建て詰まったまちなかにおいては、広場等は過密低減のためのオープンスペースとなり、災害時や感染症拡大時等の避難場所・支援拠点等として、都市の防災性の向上等にも貢献。



現行補助対象の地区計画に定められている等一定の要件を満たす広場等に加え

まちなかウォークブル区域等で実施される市街地再開発事業等において整備される広場等を補助対象に追加



<イメージ> 広場と一体となった再開発

- 老朽化・陳腐化が進むまちなかの再生にあたって市街地再開発事業等を実施する際、事業成立性向上の観点から大きな保留床が生まれる場合がある。



地域の実情にあった一定規模以下のコンパクトな市街地再開発事業等について重点的に支援



<イメージ> コンパクト型再開発

## 2. コンパクトでゆとりとにぎわいあるウォークアブル空間の創出

### (6) 職住近接・一体の生活圏の形成

都市構造再編集中支援事業 補助 **700.0億円(1.00倍)**  
 防災・省エネまちづくり緊急促進事業 補助 **20.0億円(1.05倍)**  
 テレワークによる地域活性化等効果検証調査 調査 **0.2億円(皆増)**

新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした新たな働き方・住まい方に対応するため、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を前提とした職住近接・一体の生活圏の形成が必要である。

このため、大都市の職住近接拠点や中核都市の副次拠点、地方都市の中心市街地の生活圏におけるテレワーク拠点整備や、職住近接を支える生活関連施設（医療、福祉、子育て支援施設等）の小規模分散立地を推進する。

#### 都市構造再編集中支援事業、防災・省エネまちづくり緊急促進事業

- 大都市の職住近接拠点や、中核都市の副次拠点、地方都市の中心市街地の生活圏におけるテレワーク拠点の整備に対して支援。

##### 都市構造再編集中支援事業

###### 補助対象事業（高次都市施設）

- 地域交流センター
- 観光交流センター
- まちおこしセンター
- 子育て世代活動支援センター
- 複合交通センター



○テレワーク拠点施設  
 (コワーキングスペース等)

##### 防災・省エネまちづくり緊急促進事業

###### 事業要件（選択要件）

- 防災対策（雨水対策、帰宅困難者支援等）
- 環境対策（環境緑化対策等）
- 子育て対策（遮音性向上等）
- 生産性向上（BIMの導入）



○働き方対策  
 (コワーキングスペース等テレワーク拠点の整備)



空き店舗の活用



空きビルの活用



再開発等による整備

- 職住近接の生活圏の形成のため、「まちなかウォークアブル区域」に小規模な生活関連施設を整備する場合、都市構造再編集中支援事業における支援要件を緩和。



【介護施設】(約140m<sup>2</sup>)



【子育て施設】(約150m<sup>2</sup>)

#### テレワークによる地域活性化等効果検証調査

ポストコロナにおける就業者の実態等を調査・分析し、テレワークの普及・定着による、地域活性化・環境負荷の低減等を検証するとともに、より公共的価値を高めるテレワーク環境のあり方を検討。

## 2. コンパクトでゆとりとにぎわいあるウォークアブル空間の創出

### (7) 柔軟な働き方と暮らしやすさに対応したまちづくりの推進

官民連携まちなか再生推進事業 補助 8.7億円(1.74倍)

まちづくりファンド支援事業 補助 4.2億円(1.00倍) 等

新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、場所にとられない働き方が定着しつつある中、豊かで暮らしやすい「新たな日常」を実現するため、コワーキング施設やオープンスペース等を整備し、職住が近接・一体となった柔軟な働き方と暮らしやすさに対応したまちづくりを推進する。

#### 官民連携まちなか再生推進事業

- 官民の多様な関係者の連携のもと、都市の魅力を上させ、官民の人材が参画するエリアプラットフォームによるまちづくりビジョンの策定やビジョン実現に向けた取組を支援。
- ビジョンに基づく取組支援として、既存ストックや地域資源を活用し、まちなかウォークアブル区域等において**新しい働き方・暮らし方の実現に資するコワーキング・交流施設等の整備**を支援対象に追加。



(支援対象イメージ) 官民のまちづくりビジョンに基づいた新しい働き方・暮らし方の実現に資するコワーキング・交流施設

#### 老朽ストック活用リノベーション等推進ファンド事業 (創設)

- 新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、新たに求められる柔軟な働き方や暮らしやすさの実現のため、老朽ストックを活用した**テレワーク拠点やグリーン・オープンスペース等の整備**に対する金融支援制度を創設。



(支援対象イメージ) 建物のリノベーション等を通じた、多様な働き方を支えるテレワーク拠点や都市にゆとりをもたらすオープンスペース

#### まちづくりファンド支援事業 (マネジメント型)

- 地域の資金と資源を活用しながら地域の活性化を図るため、地域金融機関と連携し、リノベーション等の民間まちづくり事業を連鎖的に進める取組を支援。
- リノベーション等の効果を一層高めるため、支払い対価を成果に連動させる**ソーシャル・インパクト・ボンド (SIB) 手法を導入した民間まちづくり事業**への支援を充実。



(支援対象イメージ) 空き店舗をリノベーションした飲食店で開催される、商店街再生を目的とした新規店舗の立地促進という成果指標を達成するためのワークショップ

## 2. コンパクトでゆとりとにぎわいあるウォークアブル空間の創出

### (8) 観光地の再興のためのまちづくり・景観形成の推進

都市再生整備計画事業 社総交 **7,277**億円の内数  
景観まちづくり高質化検討調査 調査 **0.1**億円(皆増)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が著しい郊外の観光地等において、余暇と融合した柔軟な働き方の推進及び賑わいの回復を図るため、観光地の再興に係るまちづくりの取組や、地域の個性を活かした景観まちづくりを推進する。

#### 都市再生整備計画事業

- ① 観光等地域資源活用計画関連まちづくりの交付対象事業（高次都市施設）に「ワーケーション拠点施設」を追加。

○地域交流センター      ○まちおこしセンター      ○複合交通センター  
○観光交流センター      ○子育て世代活動支援センター

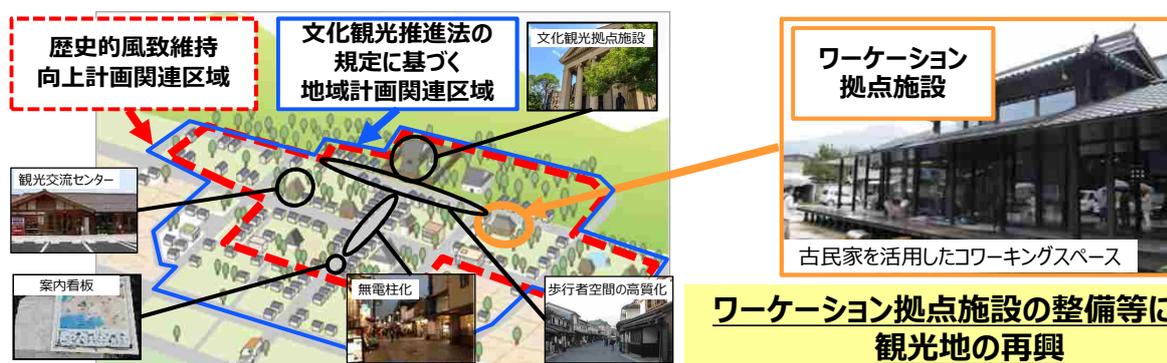


○ワーケーション拠点施設（コワーキングスペース等）

- ② 令和2年度に制度化された「文化観光推進法の規定に基づく地域計画※」関連の区域が観光等地域資源活用計画関連まちづくりの施行地区であることを明確化。

※文化観光推進法（令和2年5月施行）の規定に基づく、文化観光拠点施設（博物館、美術館、社寺、城郭等）を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画。

- ③ 歴史的風致維持向上計画関連のまちづくりに対する国費率の嵩上げ措置（40%→45%）を5年間延長。



#### 景観まちづくり高質化検討調査

質の高い景観まちづくりに必要な景観形成基準や景観協議プロセス、空き地の是正方策等に関する調査を行い、運用指針の改定や事例集の策定につなげることにより、景観計画やその運用の質を高め、地域の景観価値等の向上を図り、観光客や定住人口を増加させ、まちの賑わいを創出。

### 3. スマートシティの社会実装の加速

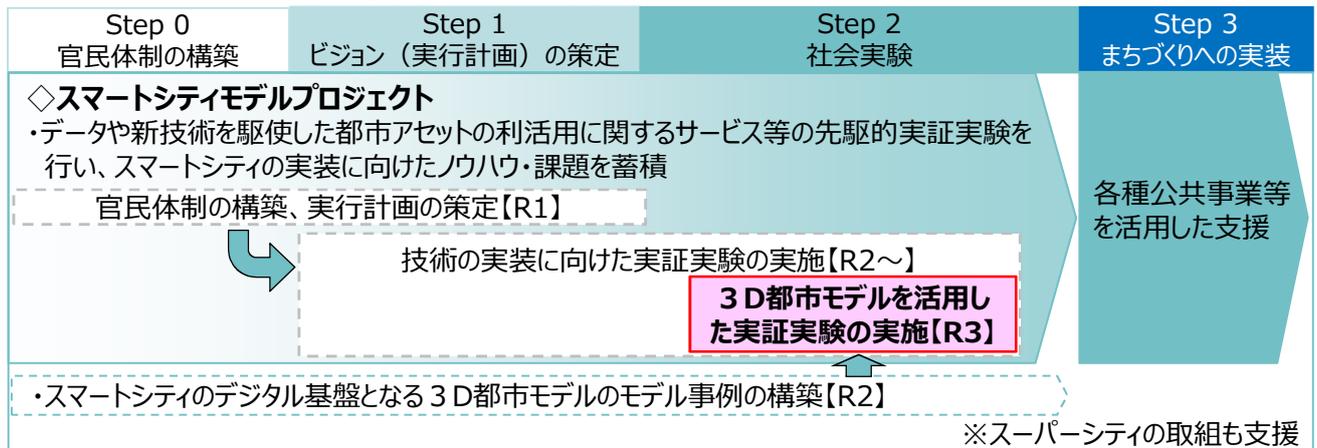
#### (1) スマートシティモデルプロジェクトの深化

スマートシティ実証調査 調査 **2.4億円(1.20倍)**

スマートシティモデルプロジェクトをより深化させるため、先駆的な取組を行うプロジェクトの貫徹に向けた継続的な支援に加え、「3D都市モデル」を活用した新たなプロジェクトを創出することにより、「まちづくりのデジタルトランスフォーメーション」を強力に推進する。

#### スマートシティモデルプロジェクトの取組

##### ■ まちづくりへの実装に向けたロードマップ



##### ■ 支援イメージ

都市空間（センシング）とサイバー空間（3D都市モデル）の両方を高度に活用した実証実験を実施



センシング技術・3D都市モデルの高度活用により、「新たな日常」の実現等に向けた都市の課題解決にも対応できる先駆的な全国展開モデルを創出し、社会実装

##### ■ スマートシティ実行計画の事例（スマートウェルネス協議会：札幌市）

健康寿命が全国平均を下回り、政令市の中でも下位に位置している現状に対し、市民参加型のスマートシティにより健康と賑わいの向上を目指す。



### 3. スマートシティの社会実装の加速

## (2) まちづくりのデジタルトランスフォーメーションの推進

まちづくりのデジタルトランスフォーメーション推進調査 調査 1.0億円(4.00倍)

スマートシティの社会実装を全国で推進するとともに、地方公共団体等が保有する都市空間データの高度化を図ることにより、関連する多種多様なデータとの連携・活用が可能な3D都市モデルの構築を推進する。これにより、密の回避など「新たな日常」の実現に向けた都市の課題解決に関する取組を推進する。

### スマートシティの全国展開の推進

官民連携プラットフォームを活用したマッチング支援のほか、これまでのスマートシティモデル事業で得られた知見の共有・展開（好事例の要因分析やガイドラインのバージョンアップ）等を通じて、スマートシティの全国展開を強力に推進する。



### 「まちづくりのデジタル基盤」の構築・活用促進

「まちづくりのデジタル基盤」としての3D都市モデルの構築・利活用のさらなる展開を図るため、

- ・ 都市計画基本図・都市計画基礎調査等を活用した3D都市モデルの構築の効率化
- ・ 多種多様なデータを活用したシミュレーション・モニタリングによるスマート・プランニング手法の検討
- ・ 民間事業者と連携した3D都市モデルのユースケースの実証

等に取り組む。



#### 4. 都市の国際競争力の強化

### (1) 経済成長を牽引する都市の基盤整備の推進

国際競争拠点都市整備事業 補助 **128.2億円(1.01倍)**

都市の中核拠点において、民間投資の誘発や国際的な人材の誘致を図り、都市の国際競争力を強化するため、新型コロナウイルス感染症拡大を契機としてニーズが高まっているゆとりある空間の確保など、道路や鉄道施設等の重要インフラや市街地開発事業の都市基盤整備を重点的かつ集中的に推進する。

#### 国際競争拠点都市整備事業（公共公益施設整備型）

##### 支援内容

- ① 道路の新設又は改築
- ② 鉄道施設の建設又は改良
- ③ バスターミナルの整備
- ④ 鉄道駅周辺施設の整備
- ⑤ 市街地再開発事業
- ⑥ 土地区画整理事業
- ⑦ BRTの整備
- ⑧ ①～⑦と一体的に整備する  
情報化基盤施設の整備

##### 対象地域

特定都市再生緊急整備地域

##### 対象者

地方公共団体、都市再生機構、  
法律に基づく協議会

##### 補助率

- 市街地再開発事業 1 / 3
- 市街地再開発事業以外 1 / 2

#### 〈整備例〉 大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域（うめきた地区）



大規模低未利用地（貨物駅跡地）において、道路、公園、広場、交通結節機能等の都市基盤を整備することで、民間事業者による都市開発事業を促進



※提案時点（平成30年5月）のイメージバースであり、今後変更の可能性あります。（提供：うめきた2期地区開発事業者）

国際的なビジネス拠点・世界水準の居住空間の形成

#### 4. 都市の国際競争力の強化

### (2) 優良な民間都市開発事業の推進

メザニン支援事業 政府保証 **450.0億円(1.13倍)**

都市の国際競争力の強化や地域の核となるビジネス・生活拠点の形成のため、金融支援・税制支援・財政支援等を講じて都市の再生を強力に推進する。

また、グリーン・オープンスペースやゆとりあるオフィス空間の充実を図ることで、新型コロナウイルス感染症拡大を契機として顕在化した「まちの過密」の課題にも対応する。

#### 事業概要

##### ◆ 国土交通大臣認定制度

都市再生緊急整備地域内における優良な民間都市開発事業（大臣認定事業）に対して、金融・税制支援を行うことにより、民間の都市開発事業を推進する。

##### メザニン支援

優良な民間都市開発事業（大臣認定事業）に対し、（一財）民間都市開発推進機構が、融資と出資の間に位置し、一般に調達が難しいとされる「ミドルリスク資金」であるメザニン資金を長期安定的に供給する。（貸付・社債取得）

##### 税制支援

優良な民間都市開発事業（大臣認定事業）に係る法人税等の割増償却、登録免許税等の軽減措置等の特例措置を行う。

都市の過密を解消し、海外からも選ばれる  
ゆとりあるオフィス・居住空間を形成



一人当たりオフィス床面積平均

(東京) 3.48坪/人 (全国) 3.66坪/人

(外資企業) 5.0坪/人



Copyright © 2017 Nacasa & Partners Inc. all rights reserved.

地方において、地域の核となる魅力ある  
ビジネス・生活拠点を形成



#### < 支援事例 >



赤坂インターシティAIR  
(東京都港区)

ゆとりあるオフィス空間や外国語対応の医療施設により、外資系企業等呼び込み国際競争力を強化



虎ノ門ヒルズ ステーションタワー  
(東京都港区)

本事業の広場約3,500㎡と虎ノ門ヒルズの広場約6,000㎡（既設）を合わせ約1haのゆとりある広場空間を創出



天神ビジネスセンター  
(福岡県福岡市)

地方部の支援により九州・アジア新時代の交流拠点の形成を促進

## 5. 都市分野の海外展開の推進

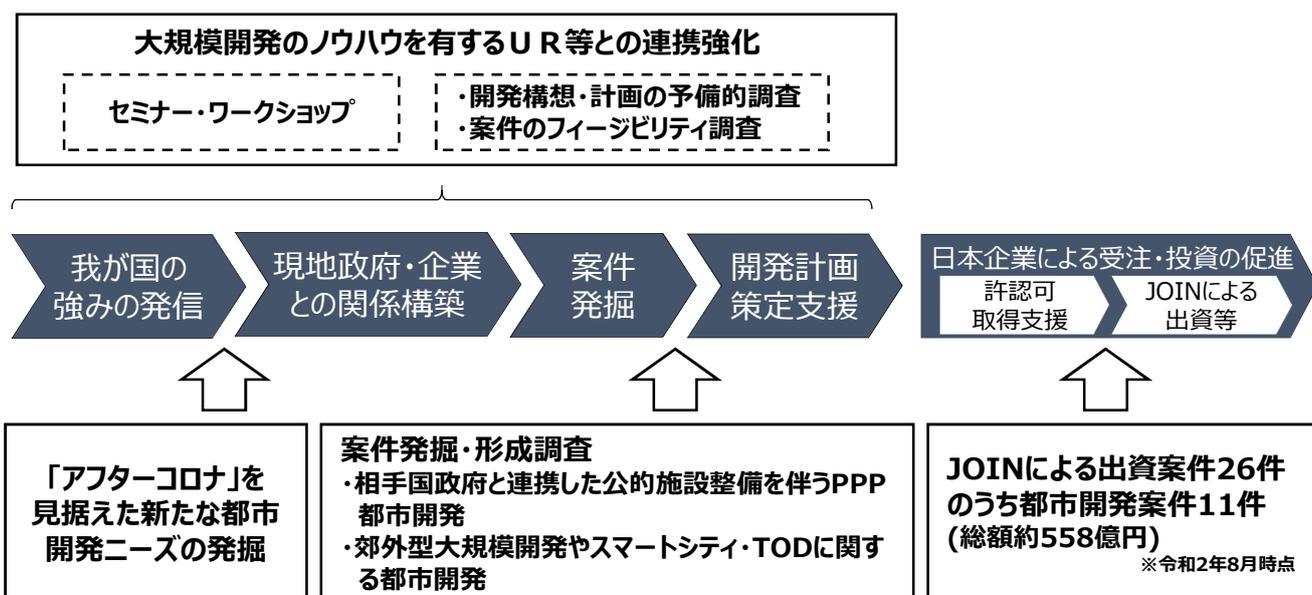
### (1) 都市開発の海外展開の推進

都市開発海外展開支援事業 補助 **0.7億円(1.17倍)**  
 都市開発の海外展開に向けた調査 調査 **1.7億円(1.14倍)**

政府の「インフラシステム輸出戦略」等に基づき都市開発の海外展開を推進するため、大規模開発に関するノウハウを有するUR（都市再生機構）等との連携を強化し、官民一体となった取組を推進する。

また、アフターコロナを見据えた新興国の都市開発ニーズを発掘するとともに、スマートシティ、公共交通指向型都市開発(TOD)等の日本の強みを活かした案件に対応することで、日本企業による都市開発プロジェクト受注を加速化する。

#### 取組イメージ



URが支援するスマートシティ開発  
 (タイ バンスー駅周辺都市開発 イメージ図)  
 ※JICA調査報告書より



日本企業が参画した郊外型大規模都市開発  
 (ベトナム グランドパークプロジェクト 全景イメージ)

## 5. 都市分野の海外展開の推進

### (2) 日本庭園などの造園緑化技術や文化の海外展開の促進

海外日本庭園保全再生方策検討調査 調査 **0.5億円(1.00倍)**

アルメーレ国際園芸博覧会出展調査 調査 **0.1億円(皆増)**

横浜国際園芸博覧会検討調査 調査 **0.4億円(皆増)**

適切な維持管理が行われていない海外の日本庭園について、日本から造園技術者を派遣し修復支援することで、造園緑化技術や文化の海外展開を促進する。

また、2022年のアルメーレ国際園芸博覧会に日本国出展するために必要な調査を実施するとともに、2027年に横浜での開催を予定している国際園芸博覧会について、博覧会国際事務局（BIE）認定に向けた協議に必要な検討等を行う。

#### 海外日本庭園再生プロジェクト

荒廃した海外日本庭園の修復支援による、対日理解の促進、造園緑化技術や文化の対外発信等を目的として、平成29年度から5年間で50箇所程度を目標にプロジェクトを開始。

令和元年度までに15箇所の日本庭園修復を実施し、日本側の体制が確立されたことから、修復支援のより効率的な実施を図る。

##### 【修復支援の流れ】

- ・ 修復支援が求められている海外日本庭園を公募
- ・ 有識者委員会により実施箇所を選定



- ・ 日本の造園技術者の派遣による修復事業等の実施
- ・ 維持管理マニュアルの作成・維持管理講習会の実施



- ・ 庭園文化の交流を通じた対日理解の促進
- ・ 日本の造園建設業の人材育成や海外展開の促進

(カリフォルニア州グレンデール市日本庭園の例)



修復前



H30.1 修復作業実施

(ルーマニア・ブカレスト市ヘラストラウ公園の例)



修復後の日本庭園で開かれた桜祭り

#### アルメーレ国際園芸博覧会への出展

2022年にオランダで開催予定のアルメーレ国際園芸博覧会において、農林水産省と連携した日本国出展を通じ、日本の造園緑化技術・文化の対外発信及び海外展開の方策を検討する。

【名 称】Floriade Expo 2022

【テーマ】Growing Green Cities

【開催期間】2022年4月14日～2022年10月9日



2019年北京園芸博 日本国出展

#### 横浜国際園芸博覧会のBIE認定に向けた検討

2027年に横浜市で開催を予定している国際園芸博覧会については、国際園芸家協会（AIPH）からの開催承認に加え、博覧会国際事務局（BIE）による認定を得る必要があるため、それに必要な実施内容の詳細検討等を行う。

## 6. 首里城復元や自然災害からの復旧・復興

### (1) 首里城の復元に向けた取組

国営公園等事業（沖縄分） 直轄 **41.0億円の内数**

首里城復元のための関係閣僚会議で決定された「首里城正殿等の復元に向けた工程表」に基づき、首里城正殿について、令和4年の本体工事着工、令和8年の復元に向けた取組を進める。その際、復元過程の公開や観光振興など地元のニーズに対応した施策を推進する。

令和3年度は、令和4年の首里城正殿の本体工事着工に向けて、技術的検討をさらに進めるとともに、木材の調達等を実施する。

#### 復元に向けた技術的な検討等

- 沖縄総合事務局に設置した「首里城復元に向けた技術検討委員会」において技術的な検討を進めるとともに、正殿の復元に向けた設計等を実施。



首里城復元に向けた技術検討委員会

#### 木材の調達等

- 令和4年からの正殿復元に使用する大径材の調達を実施。
- 調達した木材を保管するための木材倉庫を整備。



木材倉庫（前回復元時）

#### 防災・防火設備整備

- 「首里城復元に向けた技術検討委員会」での検討を踏まえ、正殿の本体工事前に整備すべき防災・防火設備（連結送水管の一部等）を整備。



連結送水管（配管理設イメージ）

#### 首里城正殿等の復元に向けた工程表（令和2年3月 首里城復元のための関係閣僚会議決定） 抜粋

首里城正殿について、令和2年度（2020年度）早期に設計に入り、令和4年（2022年）中には本体工事に着工し、令和8年（2026年）までに復元することを目指すこととし、北殿や南殿等を含め復元に向けた取組を進めることとする。その際、復元過程の公開や観光振興など地元のニーズに対応した施策を推進する。

## 6. 首里城復元や自然災害からの復旧・復興

### (2) 自然災害からの復旧・復興

都市災害復旧事業 補助 **1.5億円(1.00倍)**  
国営追悼・祈念施設整備事業 直轄 **3.2億円(0.22倍)**  
復興事前準備主流化検討調査 調査 **0.1億円(皆増)** 等

近年の様々な大規模災害からの復旧・復興を着実に推進する。また、東日本大震災の被災地に対しては、追悼と鎮魂等の場の整備等により、引き続き復興を支援する。

さらに、これまで蓄積した知見を踏まえ、復興事前準備の取組を含め、災害に強いまちづくりを推進する。

#### 自然災害からの復旧・復興にかかる対応

##### ① 近年の主な大規模災害からの復旧・復興への支援

###### 平成28年4月熊本地震



- ・令和3年春頃、熊本城天守閣の復旧が完了予定
- ・熊本市内で引き続き、液状化対策工事を実施
- ・益城町中心部では、土地区画整理事業等によるまちの復興を支援

###### 平成30年9月北海道胆振東部地震



- ・宅地の耐震化について令和3年度は、3市町で実施予定
- ・札幌市里塚地区及び安平町では、令和2年度中の復旧完了に向け、工事を実施

###### 令和元年東日本台風



- ・宅地の堆積土砂を撤去
- ・早期復興のため、復興まちづくり計画策定を支援
- ・防災力向上のため、避難場所の整備等を支援

###### 令和2年7月豪雨



- ・宅地内やまちなかに堆積した廃棄物や土砂等の迅速な撤去を、環境省等と連携し実施

#### 大規模災害の被災地における早期の復旧・復興の着実な推進

##### ② 東日本大震災の復興まちづくりへの支援

- 被災市街地における復興まちづくり  
・まちづくりの基盤となる宅地造成は令和2年度完了予定であり、事業完了に向け着実な推進を支援



- 国営追悼・祈念施設  
・福島県に設置する施設については、引き続き整備を推進するとともに、令和2年度中に一部利用開始予定  
・岩手県、宮城県に設置する施設については、令和2年度末を目途に整備完了し、維持管理を開始予定



##### ③ 復興事前準備の推進

被災後に早期かつ的確な復興まちづくりを行うため、平時における「復興事前準備」を主流化する方策を検討し、「復旧・復興まちづくりサポーター制度」を活用してノウハウを共有することで地方公共団体の取組を支援。

## V. 令和3年度 税制改正要望事項（主な項目）

### 都市の競争力・魅力の向上

#### ○都市再生緊急整備地域等に係る課税の特例措置の延長

都市の魅力向上による国際競争力の強化・地域経済の活性化のため、大規模で優良な民間都市開発プロジェクトにより取得する建築物等に対し、特例を措置

【所得税・法人税】5年間 割増償却 25/100(50/100)

【登録免許税】建物所有権保存登記(本則0.4%) 0.35%(0.2%)

【不動産取得税】課税標準の一定割合を控除 1/5(1/2)<sup>※</sup>

【固定資産税・都市計画税】5年間 課税標準を一定割合に軽減 3/5(1/2)<sup>※</sup>

※上記を参酌基準とし、条例で定める割合 ( )内は特定地域の場合

#### ○市民緑地認定制度における課税標準の特例措置の拡充・延長

都市にゆとりやうるおいをもたらす緑とオープンスペースの充実を図るため、緑地保全・緑化推進法人に加え、都市再生推進法人が整備・公開した認定市民緑地に対し、特例を措置

【固定資産税・都市計画税】3年間課税標準を一定割合に軽減 2/3<sup>※</sup>

※上記を参酌基準とし、条例で定める割合

#### ○関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長

多様な規模・機能の研究施設の立地を促進し、新産業創出等により国民経済の活性化を図るため、関西文化学術研究都市に整備される研究施設に対し、特例を措置

【法人税】特別償却<sup>※</sup> 建物及び附属設備6/100 機械及び装置12/100

※資産取得初年度に、普通償却に加え一定の割合を上乗せして償却可能

### 安全なまちづくりの推進

#### ○災害ハザードエリアからの移転促進のための特例措置の創設

頻発化・激甚化する災害に対し都市の安全を確保するため、災害ハザードエリアから安全な区域への移転に伴い取得する土地建物に対し、特例を措置

【登録免許税】〔土地〕所有権移転1.0%(本則2.0%)

抵当権設定0.2%(本則0.4%)

地上権・賃借権設定0.5%(本則1.0%)

〔建物〕所有権保存登記0.2%(本則0.4%)

【不動産取得税】課税標準の1/5を控除

### 市街地再開発の推進

#### ○市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る特例措置の延長

市街地再開発事業の円滑な推進を図るため、再開発事業により従前の権利者が取得する権利床に対し、特例を措置

【固定資産税】5年間減額 居住用1/3

非居住用(第一種市街地再開発)3/4

非居住用(第二種市街地再開発)2/3

## VI. 参 考 資 料

1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律	39
(1) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律【概要】	39
(2) 頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」	40
(3) 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出による「魅力的なまちづくり」	41
(4) 居住エリアの環境向上等による「魅力的なまちづくり」	42
2. 立地適正化計画に記載する防災指針の概要	43
3. 水災害対策とまちづくりのあり方検討会のとりまとめ概要	44
4. 新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性	45
5. コンパクト・プラス・ネットワーク	47
6. 都市再生制度	49
7. まちなかウォークアブル	51
8. スマートシティモデル事業	53
9. 都市公園の種類と現況	54
10. 都市開発の海外主要案件	55
11. 海外日本庭園再生プロジェクト	56

# 1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）

## （1）都市再生特別措置法等の一部を改正する法律【概要】

### 背景・必要性

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、**災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進**の観点から総合的な対策を講じることが喫緊の課題
- こうした取組に併せて、生産年齢人口の減少、社会経済の多様化に対応するため、**まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成し、都市の魅力を上昇させることが必要**

### ⇒ 安全で魅力的なまちづくりの推進が必要

「国土強靱化基本計画」、「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」令和元年度革新的事業活動に関する実行計画、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」（閣議決定）において、居心地が良く歩きやすくなるまちづくりの推進、災害リスクの高いエリアの立地規制やエリア外への移転促進、スマートシティの推進、コンパクト・プラス・ネットワーク等を位置づけ

### 法律の概要

#### 安全なまちづくり（都市計画法、都市再生特別措置法）

##### 災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制

- **開発許可制度の見直し**
  - 災害レッドゾーンでの開発について、自己業務用施設も原則禁止
  - 市街化調整区域の浸水ハザードエリアにおける住宅等の開発を抑制
- **住宅等の開発に対する勧告・公表**
  - 立地適正化計画の居住誘導区域外における災害レッドゾーン内での住宅等の開発について勧告を行い、これに従わない場合は公表できることとする
- **災害ハザードエリアからの移転の促進**
  - **市町村による移転計画制度の創設**
    - 災害ハザードエリアからの円滑な移転を支援する（（予算） 防災集団移転の緩和（10戸→5戸）など）
    - 住宅、病院等の移転に対する支援

##### 災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり

- 立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外
  - ＜災害レッドゾーン＞
    - ・ 災害危険区域（崖崩れ、出水等）
    - ・ 土砂災害特別警戒区域
    - ・ 地すべり防止区域
    - ・ 急傾斜地崩壊危険区域
  - ＜災害イエローゾーン＞
    - 災害レッドゾーン以外の災害ハザードエリア（浸水ハザードエリア等）
- 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成
  - ⇒ 避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備や警戒避難体制の確保等

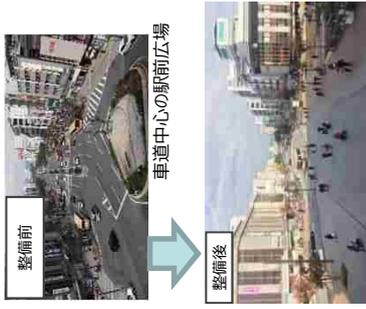
### 【目標・効果】

- 「防災指針」に基づく対策を強化し、安全なまちづくりを実現（KPI） 防災指針の作成：約600件（全ての立地適正化計画作成自治体）（2021年～2025年 [2021年:100件 / 2025年:600件]）
- 多様な人々が集い、交流することのできる「居心地が良く歩きやすくなる」まちなかを創出し、魅力的なまちづくりを実現（KPI） 「居心地が良く歩きやすくなる」まちづくりの取組む区域を設定した市町村数：2025年度までに100市町村以上

#### 魅力的なまちづくり（都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法）

##### 「居心地が良く歩きやすくなる」まちなかの創出

- 都市再生整備計画\*に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組み区域を設定し、以下の取組を推進 \*都市再生整備計画：市町村が作成するまちづくりのための計画
  - 「**居心地が良く歩きたくなる**」空間の創出
    - 官民一体で取り組みにぎわい空間の創出
      - 例）公共による街路の広場化と民間によるオープンスペース提供
      - （（予算）公共空間リノベーションへの交付金等による支援
      - （（税制）公共空間を提供した民間事業者への固定資産税の軽減
  - まちなかエリアにおける駐車場場出入口規制等の導入
  - **まちなかを盛り上げるエリアマネジメントの推進**
    - 都市再生推進法人のコーディネートによる道路・公園の占用手続の円滑化
    - \* 都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）
    - （（予算）官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援
    - （（予算）都市再生推進法人への低利貸付による支援



駅前中心の駅前広場  
歩行者空間の創出

駅前のトランジットモール化、広場整備など

- **日常生活の利便性向上**
  - 立地適正化計画の居住誘導区域内において、住宅地で病院・店舗など日常生活に必要な施設の立地を促進する制度の創設
- **都市インフラの老朽化対策**
  - 都市計画施設の改修について、立地適正化計画の記載事項として位置づけ
  - ⇒ 改修に要する費用について都市計画税の充当等

## (2) 頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」

○ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画の強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。

◆ 災害ハザードエリアにおける開発抑制  
(開発許可の見直し)

<災害レッドゾーン>

- 都市計画区域全域で、住宅等（自己居住用を除く）に加え、**自己の業務用施設**（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）の**開発を原則禁止**

<浸水ハザードエリア等>

- 市街化調整区域における住宅等の開発許可を厳格化**（安全上及び避難上の対策を許可の条件とする）

(住宅等の開発に対する勧告・公表)

- 災害レッドゾーン内の住宅等の開発※について**勧告に従わない場合は公表**できるとすること

※ 3戸以上又は1000㎡以上の住宅等の開発で開発許可の対象とならないもの

◆ 立地適正化計画の強化  
(防災を主流化)

- 立地適正化計画の**居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外**
- 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う**防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成**

〔避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備、警戒避難体制の確保等〕  
【都市再生特別措置法】

◆ 災害ハザードエリアからの移転の促進

- 市町村による**防災移転支援計画**
- 市町村が、移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行等

※ 上記の法制上の措置とは別途、予算措置を拡充（防災集団移転促進事業の要件緩和（10戸→5戸等））  
【都市再生特別措置法】

◆ 災害ハザードエリア等

- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべりの防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域

【都市計画法、都市再生特別措置法】

- 市街化調整区域
- 市街化区域
- 居住誘導区域
- 災害レッドゾーン
- 浸水ハザードエリア等

# 1. 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）

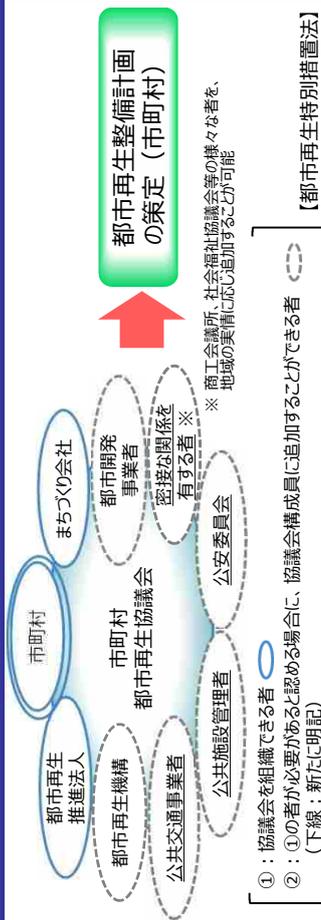
## 都市再生特別措置法

### (3) 「居心地が良く歩きたくなくなる」まちなかの創出による「魅力的なまちづくり」

#### 「居心地が良く歩きたくなくなる」まちなかづくりに向けた計画の策定・共有

- ・市町村都市再生協議会\*の構成員として、官民の多様な関係者を追加することを可能に\*  
(まちづくりの主体である市町村等が、地域の実情に応じ、どのような者を構成員として追加するかを判断)
- \* 市町村都市再生協議会：都市再生整備計画（市町村が作成するまちづくりのための計画）の策定・実施等に関し必要な協議を行う場
- \* 協議会構成員に追加することができる者として、公共交通事業者、公共施設管理者、公安委員会その他まちづくり計画に密接な関係性を有する者を明記
- ・市町村が都市再生整備計画を策定し、官民一体で行う「居心地が良く歩きたくなくなる」まちなかづくりのための取組を位置づけ

[予算]官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援



【都市再生特別措置法】

#### 計画に基づく「居心地が良く歩きたくなくなる」空間の創出

・都市再生整備計画に基づく「居心地が良く歩きたくなくなる」まちなかづくりのための取組を、法律・予算・税制等のパッケージにより支援



・市町村等による歩行者滞在空間の創出（街路の広場化等）

[予算]交付金等による支援



・民間事業者による民地部分のオープンスペース化(①)や建物低層部のガラス張り化等(②)

[税制]固定資産税の軽減  
[予算]補助金による支援

・都市再生推進法人\*がまちづくり活動の一環としてベンチの設置、植栽等を実施

\* 都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）

[金融]低利貸付による支援



・駐車場の出入口の設置を制限（メインストリート側ではなく裏道側に駐車場の出入口を設置）



・民間事業者が公園管理者と締結する協定に基づき、公園内にカフェ・売店等を設置

・イベント実施時などに都市再生推進法人が道路・公園の占有手続を一括して対応

【都市再生特別措置法】

## （4）居住エリアの環境向上等による「魅力的なまちづくり」

○ 居住エリアの環境向上、老朽化した都市インフラの改修を図るための都市計画制度の見直しや各種支援制度により、豊かな生活を支えるコンパクトなまちづくりと民間都市開発を推進。

### ◆ 居住エリアにおける病院、店舗等の立地の促進（用途制限の緩和等）

- ・市町村が、都市計画において、居住誘導区域内に「**居住環境向上用途誘導地区**」を定めることにより、**病院、店舗等の日常生活に必要な施設（生活利便施設）**について**容積率、用途制限の緩和を可能**とすることで、これらの施設の立地を促進

<制度活用の例>

- ・住宅地の徒歩圏内に、生活利便施設の立地を促進



都市型スーパーマーケット



病院

【生活利便施設の例（イメージ）】

【都市再生特別措置法、都市計画法、建築基準法】

### ◆ 老朽化した都市インフラの計画的改修（都市計画税の充当）

- ・高齢化の進展等を踏まえ、豊かな生活を支えるコンパクトなまちづくりを推進するためには、バリアフリー化など、老朽化した都市施設の改修が必要
- ・居住誘導区域・都市機能誘導区域における都市インフラの計画的改修を推進するため、**市町村が立地適正化計画に都市インフラの改修事業を記載し、都道府県知事の同意等を得ることにより、都市計画税の充当を可能とする仕組みを創設**

（参考）全国市長会議決定提言（R1.6.12）

都市計画施設等の改修・更新を円滑に推進するため、都市計画法第59条の許可または承認に関する事務を簡素化すること。

【都市再生特別措置法】

### ◆ 都市農地の保全・活用（新たな地区計画制度）

- ・農業と調和した良好な居住環境を確保するための**新たな地区計画制度**（地区計画の記載事項に農地の保全に関する事項を追加し、条例により農地の開発行為を許可制とする仕組み）とそれに伴う**税制特例**（相続税・贈与税の納税猶予等）



【都市計画法】

### ◆ エリア価値向上に資する都市開発プロジェクトの推進

- ・**スマートビル\***の整備を行う**都市開発プロジェクト**に対し、**民都機構による金融支援（貸付け）を実施**

\*カメラ、センサー等により人流データ等を収集・活用し、省エネルギー化や生産性向上等を図るビル



【都市再生特別措置法】

- ・都市開発プロジェクトに対する**国土交通大臣認定**（金融支援等の要件）の**申請期限**（令和3年度末）を、令和8年度末まで**延長**

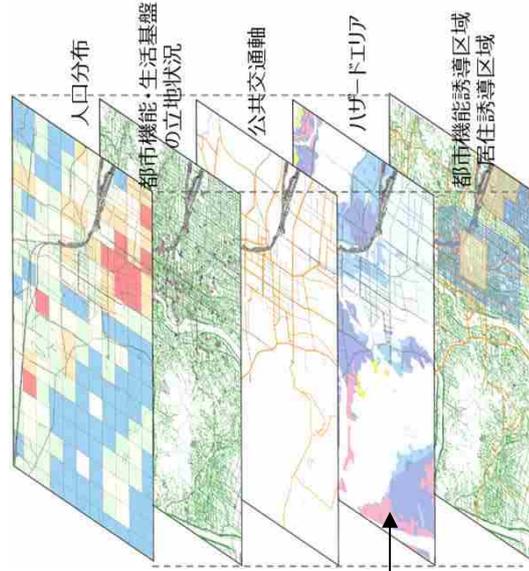
## 2. 立地適正化計画に記載する防災指針の概要

- 防災の観点を取り入れたまちづくりを加速化させるため、立地適正化計画の記載事項として、新たに、居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」を位置づけ、コンパクトシティの取組における防災の主流化を推進。
- 防災指針の作成に当たっては、防災部局等が保有する災害リスク情報と都市部局が保有する都市計画情報を重ね合わせる等により、都市の災害リスクの「見える化」を行うなど、各都市が抱える防災上の課題を分析の上、防災まちづくりの将来像や目標等を明確にし、ハード・ソフトの両面からの安全確保の対策を位置付けることが必要。

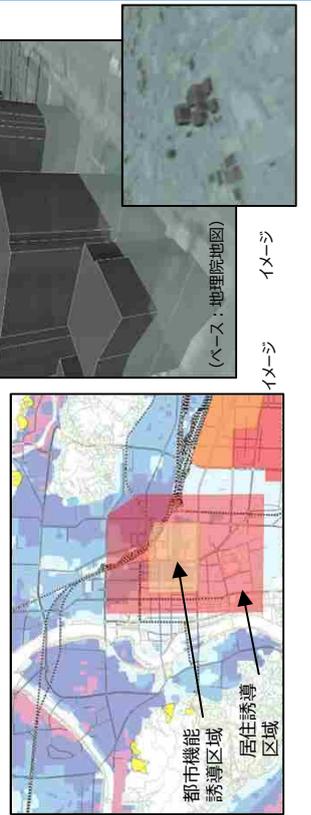
### ■ 災害リスクと都市計画情報の重ね合わせ

各種災害リスク情報  
(洪水の場合)

- ハザードエリアの分布
- 浸水継続時間の分布
- 家屋倒壊等崩壊危険区域
- 外力規模による違い
- …

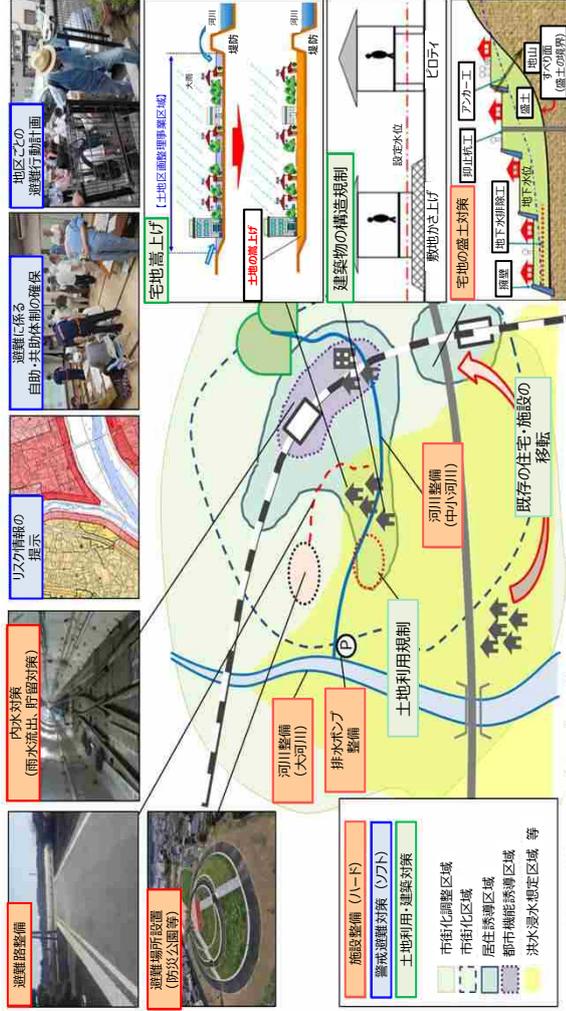


### ■ 都市の災害リスクの見える化



## 防災まちづくりの将来像・目標と取組方針の設定

### ■ 防災指針に位置付ける対策 (例)



### ■ 防災対策の実施プログラム (例)

実施時期の目標	実施時期の目標		
	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
重点的に実施する区域	市全域	市全域	市全域
施策	河川整備 (大、中、小河川)	河川整備 (中、小河川)	河川整備 (中、小河川)
重点的に実施する区域	市全域	市全域	市全域
施策	河川整備 (中、小河川)	河川整備 (中、小河川)	河川整備 (中、小河川)
重点的に実施する区域	居住誘導区域内	居住誘導区域内	居住誘導区域内
施策	避難場所設置 (防災公園等)	避難場所設置 (防災公園等)	避難場所設置 (防災公園等)
重点的に実施する区域	居住誘導区域内	居住誘導区域内	居住誘導区域内
施策	避難路整備	避難路整備	避難路整備
重点的に実施する区域	居住誘導区域内	居住誘導区域内	居住誘導区域内
施策	排水ポンプ整備	排水ポンプ整備	排水ポンプ整備
重点的に実施する区域	居住誘導区域内	居住誘導区域内	居住誘導区域内
施策	内水対策 (雨水流出、貯留対策)	内水対策 (雨水流出、貯留対策)	内水対策 (雨水流出、貯留対策)
重点的に実施する区域	居住誘導区域内	居住誘導区域内	居住誘導区域内
施策	宅地の盛土対策	宅地の盛土対策	宅地の盛土対策

# 3. 水災害対策とまちづくりのあり方検討会のとおりまとめ概要

**趣旨** 気候変動により増大する水災害リスクに対して、専門家、有識者の意見を伺いながら、水災害に対するリスクの評価及び防災・減災の方向性について検討。

**提言のポイント** (令和2年8月26日とりまとめ) (検討会事務局)国土交通省 都市局、水管理・国土保全局、住宅局

### 1. まちづくりを活用するための水災害に関するハザード情報のあり方

- 降雨の規模や施設の整備状況等に応じた、多段階なハザード情報を充実。
- 簡易手法を用いてハザード情報を早期に作成・公表。
- 地形の特性や過去の被害状況も勘案した浸水のしやすい地域の評価手法の開発。
- 利用者の視点に立ち、各種ハザード情報の重ね合わせや、浸水深、流速等の時系列情報を整備。

### 2. 水災害リスク評価に基づく、防災にも配慮したまちづくり

- ハザード情報に加えて、ハザードエリア内の人口や都市機能、災害対策の実施状況等をもとに、地域ごとに多面的にリスク評価。
- まちづくりを進める地域は、水災害リスクを可能な限り避けつつも、都市構造・機能上の必要性、都市の歴史的な形成経緯も考慮して決定。
- 水災害リスクを回避・軽減しつつ、一定程度のリスクがあることを認識し受け止めた上で、まちづくりに反映する必要。

### 3. 水災害対策とまちづくりとの連携によるリスク軽減方策

- 地域ごとの水災害リスクの評価内容、都市機能・防災上の重要性に応じた防災・減災対策を実施。
- まちづくりにおける防災・減災対策では地域のリスク低減に限界がある場合には、さらなる治水対策を検討。
- 防災・減災対策を実施したとしても相当のリスクが残存する地域については、当該地域からの移転を検討。
- 水災害リスクの軽減に資する取組を講じるインセンティブを付与する仕組みを検討。

### 4. 取組を進めるための連携のあり方

- 都市再生協議会・大規模汎濫減災協議会などの各種協議会などの各種協議会の活用、関係者による情報共有・連携の体制の構築。
- 市町村を超えた流域・広域の観点からの水災害対策とまちづくりの検討。

### 提言を受けた国の対応

- ① 上記1～4の考え方や手法について、「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」を作成。(令和2年度中予定)
- ② 災害ハザード情報を地図上に3次元で表示。(令和2年度に30～40都市で先行実施)
- ③ 災害危険区域の活用事例等について地方公共団体に周知。(令和2年9月4日)
- ④ 都市における水災害対策の促進に係る容積率緩和制度の活用について地方公共団体に通知。(令和2年9月7日)

# 4. 新型コロナウイルス危機を契機としたまちづくりの方向性 (概要)

国土交通省都市局では、新型コロナウイルス危機を踏まえ、今後の都市のあり方についての検討を行うため、都市再生や都市交通、公園緑地や都市防災のほか、医療、働き方など、様々な分野の有識者あるべきかについて検討する。2020年6～7月で実施。ヒアリング結果を踏まえたまちづくりの方向性について論点整理を行った。

～有識者ヒアリングを踏まえた論点整理 (R2.8.31公表)～

## ■ご意見をお伺いした方々 ※50音順、敬称略

和田 和子	(株)いわきテレワークセンター代表取締役	武井 浩三	(一社)不動産テック代表理事
秋田 典子	千葉大学大学院園芸学研究所准教授	谷口 綾子	筑波大学大学院システム情報系教授
浅見 泰司	東京大学工学系研究科教授	出口 口	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
東 博暢	(株)日本総合研究所 プリンシパル/ Incubation & Innovation Initiative 代表	浦東 亮	東急(株)執行役員渋谷開発事業部長
飯塚 洋史	quod, LLC 共同代表	内藤 廣	建築家、東京大学名誉教授
石川 善樹	(公財)Well-being for Planet Earth 代表理事	中村 文彦	東京都立大学大学院都市イノベーションリサーチセンター教授・副学長
石田 東生	筑波大学名誉教授	中山 靖史	(独)都市再生機構都市再生部事業企画室長
泉山 望	日本大学理工学部教授	西村 定	明星大学建築学部建築学科教授
市川 宏雄	明治大学工学部教授	羽村 二尊	(株)ワーグゾンズ代表取締役
伊藤 香織	東京理科大学工学部建築学科教授	英 正	東京大学工学系研究科教授
岩山 章	早稲田大学大学院経営研究科教授	真 真	東北芸術工科大学デザイン工学部建築・環境デザイン学科教授
岩崎 栄夫	まちづくり福井(株)代表取締役社長	原 健	MS&ADインターステック総研(株)フェロ—
植松 宏之	(一社)大阪梅田エリアマネジメント代表理事	福岡 龍	東京農業大学地域環境科学部造園科学科准教授
梅澤 高明	大阪大学コミュニケーションデザインセンター招聘教授	藤井 至	A.T.カーニー日本法人会長
大島 芳彦	A.T.カーニー日本法人会長	村 和彦	(株)ブルースタジオ専務取締役
奥森 清喜	(株)日建設計執行役員	牧 詩乃	(株)日建設計執行役員
加藤 孝明	東京大学産技術研究所教授/社会科学研究所特任教授	三浦 律	(株)日建設計執行役員
岸井 隆幸	日本大学理工学部土木工学科特任教授	三輪 美	東京大学大学院新領域創成科学研究科特任助教
北崎 希	筑波大学システム情報系社会工学分野非常勤講師	木 頭	横浜国立大学大学院工学研究科准教授
若瀬 仁也	筑波大学流通情報学部教授	山本 倫	千葉大学大学院工学研究科准教授
久野 也	筑波大学人間総合科学学術院教授	保井 美	早稲田大学理工学術院教授
隈 吾	建築家、東京大学特別教授・名誉教授	山崎 亮	法政大学現代福祉学部・人間社会研究科教授
越塚 登	NPO法人Green Connection TOKYO代表理事	横張 真	(株)studio-L代表、慶應義塾大学特別招聘教授
佐藤 美	NPO法人Green Connection TOKYO代表理事	横柳 大	(株)ドワンゴ専務取締役CCO
佐田 聡	横浜国立大学大学院都市イノベーションリサーチセンター教授	四井 宏	東京大学工学系研究所先端医療研究センター教授
島原 智	ニューヨーク市公園局	浦井 史郎	東京大学大学院特別教授
島 万	(株)LIFULL LIFULL HOME'S 総研所長	和田 耕治	国際医療福祉大学医学部公衆衛生学教授
白鳥 健	前札幌駅前通まちづくり(株)社長	和田 真	南海電気鉄道株式会社執行役員まちづくり創造室長
鈴木 平	NPO法人urban design partners balloon 理事長	清古 愛	※他、地方公共団体、都市開発・公共交通・情報通信関係事業者の方々にご協力いただいた。
古 弓	葛飾区健康部長(葛飾区保健所長兼務)		

# 4. 新型コロナウイルス危機を契機としたまちづくりの方向性 (概要)

～有識者ヒアリングを踏まえた論点整理 (R2.8.31公表)～

## ■ 新型コロナウイルス危機を契機とした変化

### テレワークの進展

全国及び東京圏の平均テレワーク利用率

時期	東京圏 (%)	全国 (%)
1月	10	5
3月	17	10
4-5月	25	17
6月	35	26

(出典)「第2回テレワークに関する就業実態調査報告書」(令和2年8月2日、公財)NIRA総合研究開発機構)

(※)テレワーク利用率: インターネット調査モニターである就業主(自営業主等を含む)に対して、テレワークの利用の有無を調査し、有と回答した者の割合

(※)東京圏: 東京、神奈川、埼玉、千葉

### 生活重視に意識が変化

質問 今度の感染拡大前に比べて、ご自身の「仕事と生活のどちらを重視したいか」という意識に変化はありましたか。仕事重視するように変化 変化はない 変化はない 仕事重視するように変化

時期	仕事重視するように変化 (%)	変化はない (%)
令和2年6月21日 内閣府政策統括官 (経済社会システム担当)	40	4
令和3年6月21日 内閣府政策統括官 (経済社会システム担当)	50	5

(出典)「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」(令和2年6月21日 内閣府政策統括官)

- 職住近接のニーズが高まり、働く場と居住の場の融合が起こっていく可能性
- オフィス需要に変化の可能性。老朽中小ビルなどは余剰発生の可能性

※なお、感染症対策という面では、ハード面の対応のみならず、日常の手洗い、体調不良の際は休みといったソフト面の対応の徹底が重要

## ■ 今後の都市政策の方向性

### 都市の持つ集積のメリットは活かしつつ、「三つの密」の回避、感染拡大防止と経済社会活動の両立を図る新しいまちづくりが必要

ヒアリングを踏まえれば、人や機能等を集積させる都市そのものの重要性に変わりはなく、国際競争力強化やウォーカーフレンドなまちづくり、コンパクトシティ、スマートシティの推進は引き続き重要。こうした都市政策の推進に当たっては、新型コロナウイルス危機を契機として生じた変化に対応していくことが必要。

- 大都市は、**クリエイティブ人材を惹きつける良質なオフィス、住環境** (住宅、オープンスペース、インターナショナルスクール等)、文化・エンタメ機能等を、郊外、地方都市は、住む、働く、憩いといった様々な機能を備えた「地元生活圏の形成」を推進
  - **大都市、郊外、地方都市それぞれでのメリットを活かして魅力を高めていくことが重要**
  - 様々なニーズ、変化、リスクに対応できる**柔軟性・冗長性を備えた都市**が求められる
  - **老朽ストックを更新し、ニューノーマルに対応した機能** (住宅、サテライトオフィス等) が提供されるリアルタイムデータ等を活用し、ミクロな空間単位での動きを把握して、平時・災害時ともに避難所の過密を避けるための**多様な避難環境の整備**
  - 郊外や地方都市でも必要な公共交通サービスが提供されるよう、**まちづくりと一体となった総合的な通戦路を推進**
  - **自転車を利用しやすい環境の一層の整備が必要**

良質なオフィス、テレワーク環境の整備

都市空間へのゆとり (オープンスペース) の創出

## ■ 今後の検討の進め方

上記の都市政策の実現に向けた具体的方策を検討するため、**本年秋季を目途に有識者からなる検討会**を設置し、検討を深める。

## 5. コンパクト・プラス・ネットワーク

○ 生活サービス機能と居住を中心拠点や生活拠点に誘導し、公共交通で結ぶ「コンパクト・プラス・ネットワーク」の取組を推進。

都市を取り巻く状況

- 人口減少・高齢者の増加
- 拡散した市街地

○ 都市の生活を支える機能の低下

- ・ 医療・福祉・商業等の生活サービスの維持が困難
- ・ 公共交通ネットワークの縮小・サービス水準の低下

○ 地域経済の衰退

- ・ 地域の産業停滞、企業撤退
- ・ 低未利用地や空き店舗の増加

○ 厳しい財政状況

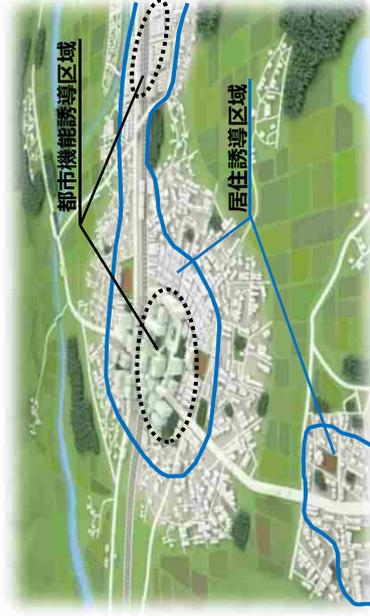
- ・ 社会保障費の増加
- ・ インフラの老朽化対応

### コンパクトシティ

#### 立地適正化計画

- 都市機能誘導区域  
生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設（福祉・医療等）を設定
  - 居住誘導区域  
居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定
- 計画策定や都市機能の集約につながる施設整備に対し、
- ・ コンパクトシティ形成支援事業、
  - ・ 都市構造再編集中支援事業等で支援

+



### ネットワーク

#### 地域公共交通計画

- ・ まちづくりとの連携
  - ・ 地方公共団体が中心となった地域公共交通ネットワークの形成の促進
- 地域公共交通利便増進実施計画
  - ・ 路線等の見直し
  - ・ 等間隔運行、定額制乗り放題運賃等のサービスを促進 等
- 地域旅客運送サービス継続実施計画
  - ・ 路線バス等の維持が困難な場合に、地方公共団体が関係者と協議の上、公募により代替する輸送サービスを導入

関係省庁で構成されたコンパクトシティ形成支援チーム（2015.3設置）等により、省庁横断的に市町村の取組を支援



## 6. 都市再生制度

都市再生特別措置法に基づき、

- 都市再生緊急整備地域において、民間の優良ストック形成を重点的に支援。
- 全国の都市で、都市再生整備計画に基づき公共施設整備などまちづくりを総合的に支援。

### 一定規模の民間プロジェクトが見込まれる区域

都市再生を推進すべき地域を政令指定：

都市再生緊急整備地域 (51地域)

特定都市再生緊急整備地域 (15地域)：特に都市の国際競争力の強化

#### 法制上の支援措置 (都市計画等の特例)

- ・都市再生特別地区 (100地区)  
容積率・高さ・用途等の制限緩和
- ・都市再生事業に係る認可等の迅速化
- ・都市計画提案制度 (74件)

#### 財政支援

- ・国際競争拠点都市整備事業(特定地域のみ)  
道路や鉄道施設等の重要インフラや、エネルギー導管の整備等
- ・官民連携まちなか再生推進事業  
官民の様々な人材が集積するプラットフォームの構築と、未来ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組を総合的に支援
- ・都市安全確保促進事業  
計画策定及び計画に基づく備蓄倉庫等の整備

### 民間都市再生事業計画の認定 (133計画)

#### 金融支援

民間都市開発推進機構によるメゾン支援

#### 税制支援

建物取得時の不動産取得税に係る特例措置 等

### 全国の都市区域

都市再生整備計画〔市町村が(作成)〕に基づく各種支援  
(これまで1,072市町村、3,220地区に支援)

#### 財政支援

- ・都市構造再編集中支援事業※1及び社会資本整備総合交付金※2などにより、まちづくりを財政的に支援
- 道路や公園、広場等のハード事業
- 各種調査や社会実験等のソフト事業 等

※1 立地適正化計画を策定していることが支援要件となります。  
※2 一定の経過措置期間をおいた上で、立地適正化計画の策定に向け具体的な取組を開始・公表している等持続可能なまちづくりを進めていることが支援要件となります。



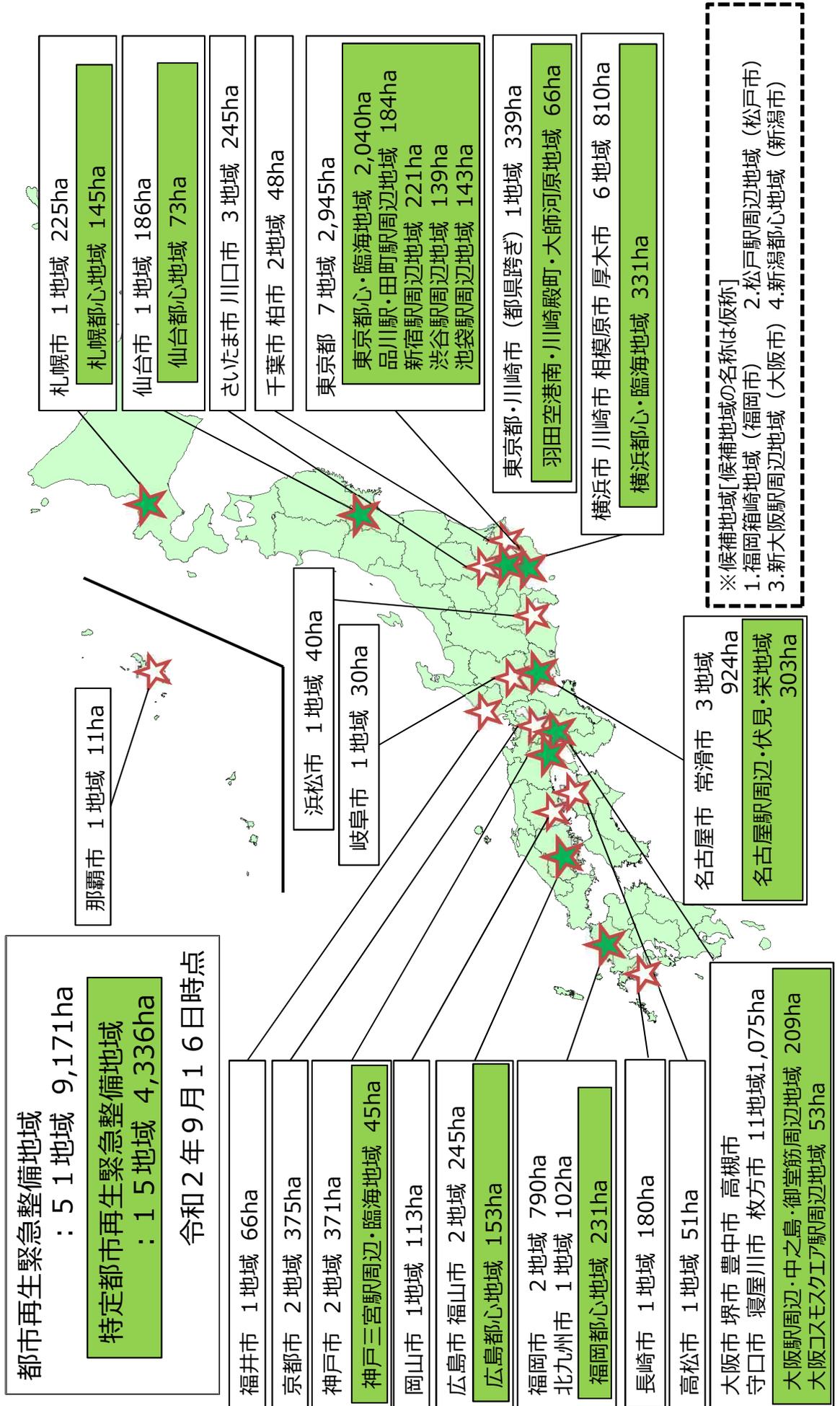
### 民間都市再生整備事業計画の認定 (51計画)

#### 金融支援

民間都市開発推進機構によるメゾン支援・まち再生出資

※2020年9月16日現在 (都市再生整備計画に基づく財政支援件数については2020年4月1日現在、都市再生特別地区数については2020年6月30日現在、都市計画提案制度利用件数については2019年3月31日現在)

# 6. 都市再生緊急整備地域



## 7. まちなかウォーカーカブル

「居心地が良く歩きたい」まちなかづくりに向けて、ウォーカーカブルな取組を普及・展開するため、予算制度の拡充や知見の共有等、ウォーカーカブル推進都市(266都市 R2.8末時点)をはじめとした様々な主体に対して必要な支援を実施する。

STEP 0 (ビジョン策定に着手等)	STEP 1 (ワークショップ・社会実験等)	STEP 2 (点の整備に着手)	STEP 3 (面の整備に着手)
 <p>エリアプラットフォームの構築や未来ビジョンの策定等に着手もしくは、これから検討を開始する。</p>	 <p>ウォーカーカブルな空間創出に向けた公共空間のデザイン検討や街路の広場化・再配分等の社会実験が実施されている。</p>	 <p>ウォーカーカブルな空間創出に向けて、エリア内で歩道拡幅、滞留空間整備などの事業が進められている。</p>	 <p>点の整備を軸に、民間施設等も含め、ウォーカーカブルな空間が面的に形成・拡大し、民間とも連携し、ゆとりと賑わいある空間が形成されている。</p>

## 取組初期の都市を重点的にサポートするとともに、ステップアップに向けた支援を強化

### 支援制度

- ・まちなかウォーカーカブル推進事業 (交付金・補助金)
- ・都市・地域交通戦略推進事業 (交付金・補助金)
- ・ウォーカーカブル推進税制
- ・官民連携まちなか再生推進事業 (行政経費)
- ・まちなか公共空間等活用支援事業 (補給金) 等

### ウォーカーカブル推進都市・マチミチ会議

- ・最新の情報・知見の共有・展開等

予算支援制度の更なる拡充  
(R3要求)

ウォーカーカブル推進都市・  
マチミチ会議構成員の連携強化  
(オンラインプラットフォームの構築)

STEP 3 に到達する  
都市数の増加

# 7. ウォーカーカブル推進都市一覧

○ **266都市**が“WEDO”※の考え方に共鳴し、政策実施のパートナーとして、ともに具体的な取組を進めている。(令和2年8月31日時点)  
 ○ 令和元年7月12日より募集を開始し、随時募集を受け付けている。

※Walkable (歩きたくなる) Eyelevel (まさに開かれた1階) Diversity (多様な人の多様な用途、使い方) Open (開かれた空間が心地よい)

<b>北海道</b>	札幌市 旭川市 室蘭市 北広島市 黒松内町 沼田町 東神楽町 上士幌町	<b>群馬県</b> 前橋市 館林市 <b>埼玉県</b> さいたま市 熊谷市 所沢市 本庄市 春日部市 戸田市 朝霞市 志木市 和光市 幸手市 美里町 杉戸町	<b>八千代市</b> 白子町 長柄町 <b>東京都</b> 東京都 新宿区 墨田区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 渋谷区 中野区 杉並区 豊島区 荒川区 足立区 八王子市 武蔵野市 調布市 町田市 東村山市 国分寺市 福生市 狛江市	<b>多摩市</b> 稲城市 <b>神奈川県</b> 横浜市 川崎市 相模原市 鎌倉市 逗子市 大和市 <b>新潟県</b> 新潟市 三条市 見附市 <b>富山県</b> 富山市 高岡市 <b>石川県</b> 金沢市 小松市 加賀市 能美市 野々市市 <b>福井県</b> 福井市 敦賀市	<b>大野市</b> 鱒江市 あわら市 越前市 <b>山梨県</b> 甲府市 <b>長野県</b> 長野県 長野市 松本市 岡谷市 諏訪市 小諸市 茅野市 佐久市 <b>岐阜県</b> 岐阜市 大垣市 高山市 関市 美濃加茂市 各務原市 <b>静岡県</b> 静岡市 浜松市	<b>沼津市</b> 熱海市 三島市 島田市 富士市 焼津市 掛川市 藤枝市 袋井市 湖西市 <b>愛知県</b> 名古屋 豊橋市 岡崎市 一宮市 瀬戸市 半田市 春日井市 刈谷市 豊田市 安城市 蒲郡市 犬山市 新城市 東海市	<b>大府市</b> 知多市 <b>三重県</b> 四日市市 <b>滋賀県</b> 大津市 彦根市 草津市 守山市 東近江市 愛荘町 <b>京都府</b> 京都市 長岡京市 八幡市 南丹市 久御山町 <b>大阪府</b> 大阪市 堺市 豊中市 池田市 泉大津市 高槻市 貝塚市	<b>枚方市</b> 茨木市 八尾市 河内長野市 羽曳野市 門真市 高石市 大阪狭山市 <b>兵庫県</b> 神戸市 姫路市 西宮市 西脇市 加西市 新温泉町 <b>奈良県</b> 大和郡山市 宇陀市 田原本町 上牧町 <b>和歌山県</b> 和歌山市 <b>鳥取県</b> 鳥取市 米子市	<b>倉吉市</b> 境港市 <b>島根県</b> 松江市 江津市 津和野町 <b>岡山県</b> 岡山市 倉敷市 高梁市 <b>広島県</b> 広島市 三原市 尾道市 福山市 府中市 <b>山口県</b> 宇部市 山口市 防府市 長門市 周南市 <b>徳島県</b> 徳島市	<b>枚方市</b> 高松市 丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 多度津町 <b>愛媛県</b> 松山市 大洲市 内子町 <b>高知県</b> 高知市 南国市 四万十市 <b>福岡県</b> 北九州市 久留米市 飯塚市 田川市 柳川市 春日市 大野城市 古賀市 うきは市	<b>川崎市</b> <b>佐賀県</b> 佐賀市 基山町 上峰町 <b>長崎県</b> 長崎市 <b>熊本県</b> 熊本市 菊池市 南関町 益城町 あさぎ町 <b>大分県</b> 大分市 別府市 中津市 日田市 佐伯市 臼杵市 津久見市 竹田市 豊後高田市	<b>杵築市</b> 宇佐市 豊後大野市 由布市 国東市 日出町 玖珠町 <b>宮崎県</b> 宮崎市 小林市 高鍋町 川南町 <b>鹿児島県</b> 中種子町	<b>合計</b> <b>266都市</b>								
<b>岩手県</b>	盛岡市 花巻市	千葉市 木更津市 松戸市 野田市 習志野市 柏市 市原市 流山市	八王子市 武蔵野市 調布市 町田市 東村山市 国分寺市 福生市 狛江市	富山県 富山市 高岡市	石川県 金沢市 小松市 加賀市 能美市 野々市市	岐阜県 岐阜市 大垣市 高山市 関市 美濃加茂市 各務原市	静岡県 静岡市 浜松市	愛知県 名古屋 豊橋市 岡崎市 一宮市 瀬戸市 半田市 春日井市 刈谷市 豊田市 安城市 蒲郡市 犬山市 新城市 東海市	京都府 京都市 長岡京市 八幡市 南丹市 久御山町	大阪府 大阪市 堺市 豊中市 池田市 泉大津市 高槻市 貝塚市	奈良県 大和郡山市 宇陀市 田原本町 上牧町	和歌山県 和歌山市	鳥取県 鳥取市 米子市	徳島県 徳島市	山口県 宇部市 山口市 防府市 長門市 周南市	広島県 広島市 三原市 尾道市 福山市 府中市	岡山県 岡山市 倉敷市 高梁市	島根県 松江市 江津市 津和野町	宮崎県 宮崎市 小林市 高鍋町 川南町	鹿児島県 中種子町	合計 266都市
<b>宮城県</b>	仙台市 塩竈市 柴田町	千葉市 木更津市 松戸市 野田市 習志野市 柏市 市原市 流山市	八王子市 武蔵野市 調布市 町田市 東村山市 国分寺市 福生市 狛江市	富山県 富山市 高岡市	石川県 金沢市 小松市 加賀市 能美市 野々市市	岐阜県 岐阜市 大垣市 高山市 関市 美濃加茂市 各務原市	静岡県 静岡市 浜松市	愛知県 名古屋 豊橋市 岡崎市 一宮市 瀬戸市 半田市 春日井市 刈谷市 豊田市 安城市 蒲郡市 犬山市 新城市 東海市	京都府 京都市 長岡京市 八幡市 南丹市 久御山町	大阪府 大阪市 堺市 豊中市 池田市 泉大津市 高槻市 貝塚市	奈良県 大和郡山市 宇陀市 田原本町 上牧町	和歌山県 和歌山市	鳥取県 鳥取市 米子市	徳島県 徳島市	山口県 宇部市 山口市 防府市 長門市 周南市	広島県 広島市 三原市 尾道市 福山市 府中市	岡山県 岡山市 倉敷市 高梁市	島根県 松江市 江津市 津和野町	宮崎県 宮崎市 小林市 高鍋町 川南町	鹿児島県 中種子町	合計 266都市
<b>秋田県</b>	秋田市	千葉市 木更津市 松戸市 野田市 習志野市 柏市 市原市 流山市	八王子市 武蔵野市 調布市 町田市 東村山市 国分寺市 福生市 狛江市	富山県 富山市 高岡市	石川県 金沢市 小松市 加賀市 能美市 野々市市	岐阜県 岐阜市 大垣市 高山市 関市 美濃加茂市 各務原市	静岡県 静岡市 浜松市	愛知県 名古屋 豊橋市 岡崎市 一宮市 瀬戸市 半田市 春日井市 刈谷市 豊田市 安城市 蒲郡市 犬山市 新城市 東海市	京都府 京都市 長岡京市 八幡市 南丹市 久御山町	大阪府 大阪市 堺市 豊中市 池田市 泉大津市 高槻市 貝塚市	奈良県 大和郡山市 宇陀市 田原本町 上牧町	和歌山県 和歌山市	鳥取県 鳥取市 米子市	徳島県 徳島市	山口県 宇部市 山口市 防府市 長門市 周南市	広島県 広島市 三原市 尾道市 福山市 府中市	岡山県 岡山市 倉敷市 高梁市	島根県 松江市 江津市 津和野町	宮崎県 宮崎市 小林市 高鍋町 川南町	鹿児島県 中種子町	合計 266都市

# 8. スマートシティモデル事業箇所図 (R1~R2)

## ● 先行モデルプロジェクト

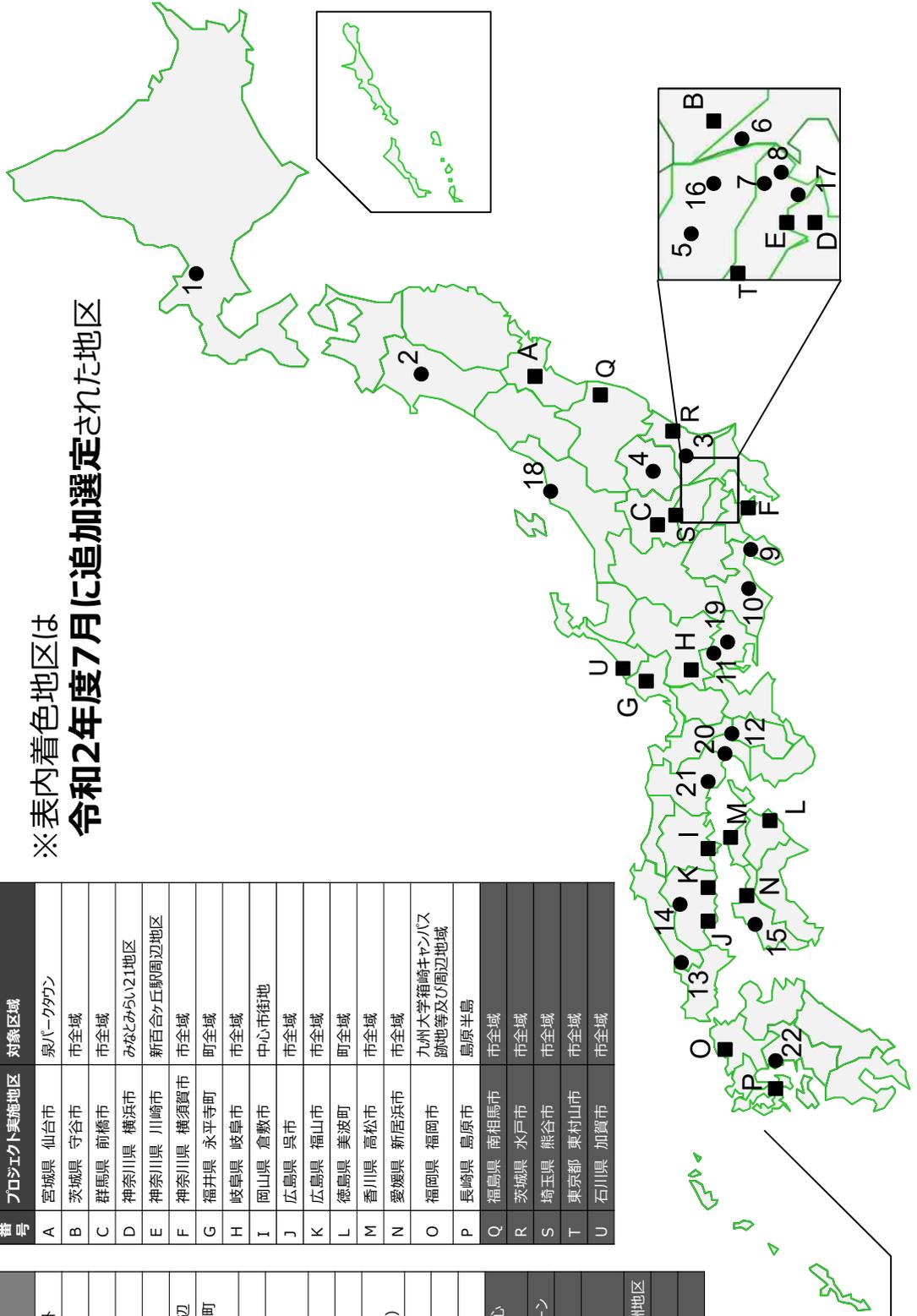
番号	プロジェクト実施地区	対象区域
1	北海道 札幌市	市の中心部および郊外
2	秋田県 仙北市	市全域
3	茨城県 つくば市	市全域
4	栃木県 宇都宮市	市全域
5	埼玉県 毛呂山町	町全域
6	千葉県 柏市	柏の葉キャンパス駅周辺
7	東京都 千代田区	大手町・丸の内・有楽町エリア
8	東京都 江東区	豊洲エリア
9	静岡県 熱海市 下田市	熱海市市街地 下田市市街地
10	静岡県 藤枝市	市全域
11	愛知県 春日井市	高蔵寺ニュータウン
12	京都府 精華町 木津川市	けいはんな学研都市 (精華・西木津地区)
13	島根県 益田市	市全域
14	広島県 三次市	川西地区
15	愛媛県 松山市	中心市街地西部
16	埼玉県 さいたま市	大宮駅・さいたま新都心 周辺地区
17	東京都 大田区	羽田空港跡地第1ゾーン
18	新潟県 新潟市	中心市街地
19	愛知県 岡崎市	乙川パープロント QURUWA地区
20	大阪府 大阪市	うめきた2期地区、夢洲地区
21	兵庫県 加古川市	市全域
22	熊本県 荒尾市	南新地区

## ■ 重点事業化促進プロジェクト

番号	プロジェクト実施地区	対象区域
A	宮城県 仙台市	泉パークタウン
B	茨城県 守谷市	市全域
C	群馬県 前橋市	市全域
D	神奈川県 横浜	みなとみらい21地区
E	神奈川県 川崎市	新百合ヶ丘駅周辺地区
F	神奈川県 横須賀市	市全域
G	福井県 永平寺町	町全域
H	岐阜県 岐阜市	市全域
I	岡山県 倉敷市	中心市街地
J	広島県 呉市	市全域
K	広島県 福山市	市全域
L	徳島県 美波町	町全域
M	香川県 高松市	市全域
N	愛媛県 新居浜市	市全域
O	福岡県 福岡市	九州大学箱崎キャンパス 跡地等及び周辺地域
P	長崎県 島原市	島原半島
Q	福島県 南相馬市	市全域
R	茨城県 水戸市	市全域
S	埼玉県 熊谷市	市全域
T	東京都 東村山市	市全域
U	石川県 加賀市	市全域

※表内着色地区は  
令和2年度7月に追加選定された地区

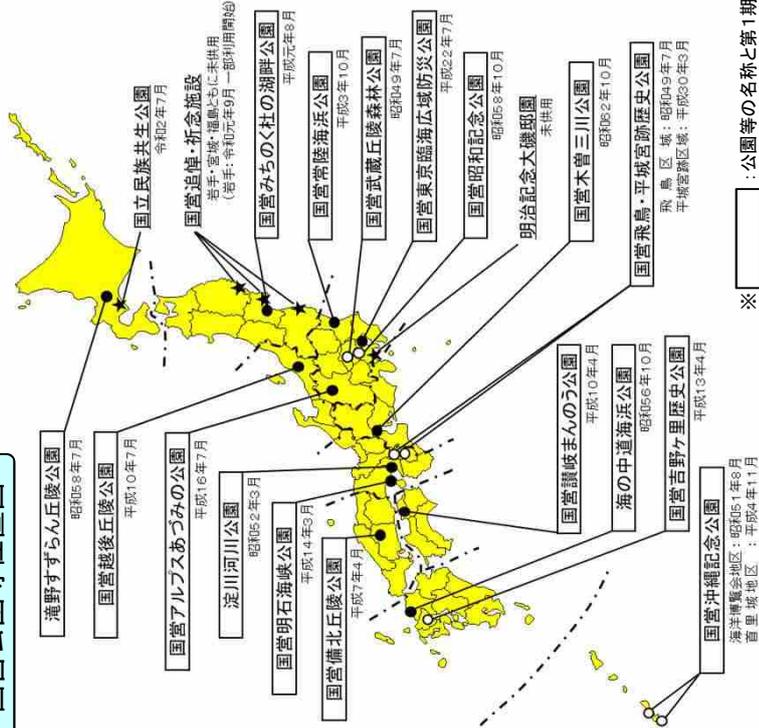
R2.7.31現在



## 9. 都市公園の種類と現況

- 広域的な見地から、また我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用等を図るため国が設置する国営公園については、現在17公園で整備及び維持管理を行っているほか、国土交通省設置法第4条第1項第48号に基づき、5箇所で公共空地の整備及び維持管理を行っている。
- また、民間活力を活用して公園整備を行うPark-PFI制度は、国・自治体あわせて47公園で活用されている。

国営公園等位置図



※    : 公園等の名称と第1期開園年月

- イ号公園: 一の郡府県の区域を超えるような広域の見地から設置 (12ヶ所)
- ロ号公園: 国家的な記念事業又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るために設置 (5ヶ所)
- ★公共空地: 国土交通省設置法第4条第1項第48号に基づき整備及び維持管理 (5ヶ所)

Park-PFIの活用状況

(令和2年7月1日時点)

	公募済	事業者決定		事業実施済み
		選定中	決定済み	
国営公園	2	0	2	0
自治体の公園	45	6	31	8
合計	47	6	33	8

都市公園の体系

国営公園 (17箇所)  
事業主体: 国

大規模公園  
広域公園 (215箇所)  
主な事業主体: 都道府県

都市基幹公園  
運動公園 (834箇所)  
総合公園 (1,375箇所)  
事業主体: 都道府県・市区町村

住区基幹公園  
地区公園 (1,619箇所)  
近隣公園 (5,792箇所)  
住区公園 (88,052箇所)  
事業主体: 市区町村

※箇所数は、2019年3月末現在



# 10. 都市開発の海外主要案件

## 概要

- ▶ 我が国事業者の大規模な都市開発への参画を促進するため、案件発掘・形成段階から積極的に我が国政府や関係機関が参画し、民間企業が参画する環境を整備。
- ▶ 平成30年8月に「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」が施行され、UR（都市再生機構）が海外業務を行うことが可能となった。

## 取組事例

～西シドニー新空港周辺開発計画～

- オーストラリア・西シドニー空港（2026年開港予定）を核とする新たな都市圏（ウエストン・シドニー・エアロポリス）を創造する開発プロジェクト。
- URが相手国機関との間で締結したアドバイザー契約に基づき、URの知見を活用した技術的支援を実施。



**エアロポリス構想**  
(総面積: 約11,200ha)

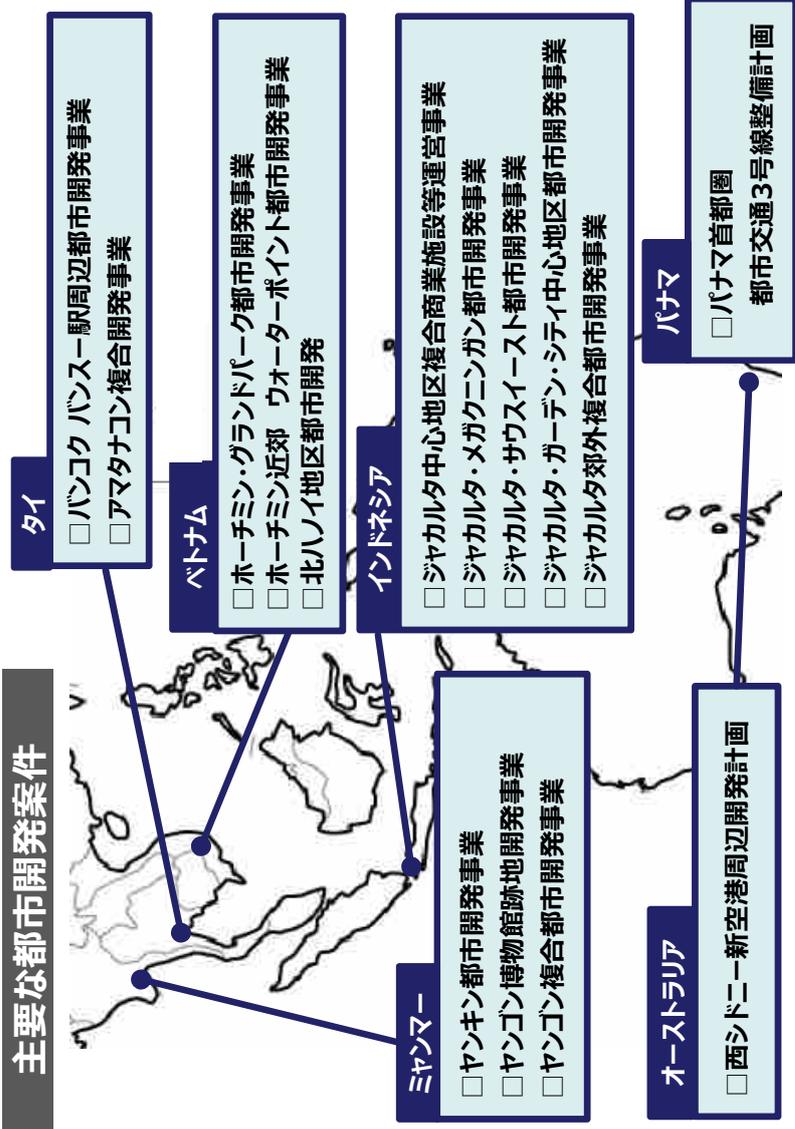
**Aerotropolis Core**  
航空・宇宙産業に依る研究・開発機関を誘致するエリア

**Northern Gateway**  
高等教育機関、医療施設等を誘致するエリア

**Agribusiness &**

**Agribusiness**  
既存の農業・畜産業(酪農・養鶏)を集積させ、輸出品を製造・加工するエリア

## 主要な都市開発案件



※NSW州政府資料より抜粋

# 1.1. 海外日本庭園再生プロジェクト

日本から造園技術者を派遣し、日本庭園の修復を通じて造園緑化技術や文化の海外展開を促進。

## 【平成29年度～令和元年度までの修復箇所】

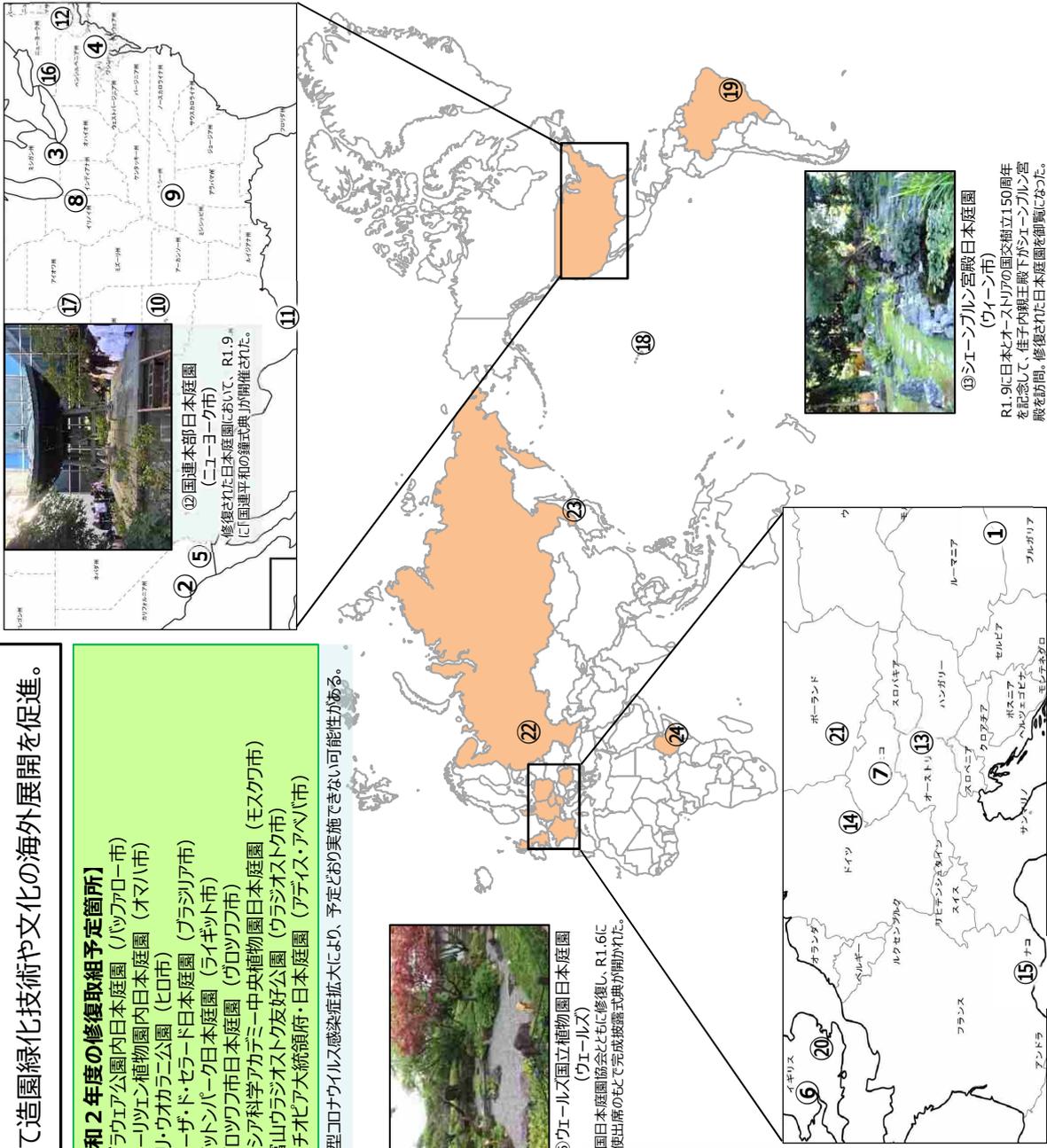
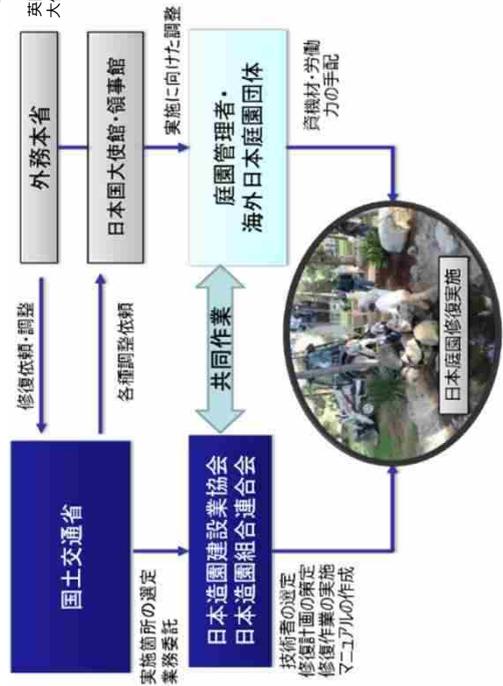
- ①ハラストラウ公園 日本庭園 (ブカレスト市)
- ②ブランド公園 日本庭園 (グレンデール市)
- ③克蘭ブルック・ハウス・アンド・ガーデンズ 日本庭園 (ブルームフィールドヒルズ市)
- ④フェアマウント公園 松風荘庭園 (ワイラデルフィア市)
- ⑤結心庭 日本庭園 (リバーサイド市)
- ⑥ウエールズ国立植物園 日本庭園 (ウエールズ)
- ⑦ブラハ市植物園 日本庭園 (ブラハ市)
- ⑧ジャクソンパーク フェニックス・ガーデン (シカゴ市)
- ⑨チークウッド植物園 松霧園 (ナッシュビル市)
- ⑩国際友好庭園 (ステルウォーター市)
- ⑪熊本園 (サンアントニオ市)
- ⑫国連本部 日本庭園 (ニューヨーク市)
- ⑬シエンブルン宮殿 日本庭園 (ウィーン市)
- ⑭日本庭園 (ツアイツ市)
- ⑮サン＝ミトゥル公園 日本庭園 (エクスアンブヴァンス市)

## 【令和2年度の修復組組予定箇所】

- ⑯デラウェア公園内日本庭園 (バップアロー市)
- ⑰ローリツエン植物園内日本庭園 (オマハ市)
- ⑱リ・ウオカラニ公園 (ヒロ市)
- ⑲カーザ・ド・セラード日本庭園 (ブラジリア市)
- ⑳ガットンパーク日本庭園 (ライギット市)
- ㉑ヴロツワフ市日本庭園 (ヴロツワフ市)
- ㉒ロシア科学アカデミー中央植物園日本庭園 (モスクワ市)
- ㉓富山ウラジオストク友好公園 (ウラジオストク市)
- ㉔エチオピア大統領府・日本庭園 (アディス・アベバ市)

※新型コロナウイルス感染症拡大により、予定どおり実施できない可能性がある。

## 【実施体制】







(この冊子は、再生紙を使用しています。)